

日本学術会議
安全保障と学術に関する検討委員会
(第23期・第11回)

平成29年3月7日

内閣府 日本学術会議事務局

日 時： 平成 29 年 3 月 7 日（火） 14：00～17：14

会 場： 日本学術会議 6 階 6-C(1)(2)(3)会議室

出 席 者： 杉田委員長、大政副委員長、佐藤幹事、小松幹事、井野瀬委員、山
極委員、大西委員（スカイプ）、岡委員、土井委員、花木委員、安
浦委員、小林委員、小森田委員（13名）

欠 席 者： 向井委員、森委員（2名）

事 務 局： 駒形事務局長、竹井次長、小林企画課長、井上参事官、石井参事官、
吉本補佐、松宮補佐、下田上席学術調査員、辻上席学術調査員他

議 題： 1. 意思の表出について
2. その他

資 料：

- 資料 1 軍事的安全保障研究に関する声明（案）
- 資料 2 報告：軍事的安全保障研究について（案）
- 資料 3 「中間とりまとめ」から報告(案)への修正点
- 資料 4 審議経過の中間とりまとめ
- 資料 5 声明（案）フォーマット（事務局作成資料）
- 資料 6 報告（案）フォーマット（事務局作成資料）
- 資料 7 安全保障と学術に関する検討委員会の検討結果にもとづ
く意思の表出について
- 資料 8 第 146 回総会速記録（抜粋）
- 資料 9 「意思の表出」の議決に関する主な選択肢（事務局作成
資料）

参考資料：

- 参考資料 1 委員会（第 9 回）議事録
- 参考資料 2 学術フォーラム議事録
- 参考資料 3 前回（第 10 回）議事録
- 参考資料 4 学術フォーラムの概要について（事後報告）訂正
- 参考資料 5 「安全保障と学術の関係-学術会議の立場」に関する私見
佐野正博先生（学術フォーラム登壇者）資料
- 参考資料 6 坂田研究会（代表 益川敏英先生（日本学術会議栄誉会

員)) からの意見書

参考資料 7 世界平和アピール七人委員会（事務局長 小沼通二先生
(第7回説明者)) からの意見書

午後2時00分 開会

○杉田委員長 それでは、定刻となりましたので、安全保障と学術に関する検討委員会第11回を開催いたします。

本日の映像等の頭撮りは、冒頭の資料確認のところまでとさせていただきます。

なお、報道関係者、傍聴の方におかれましては、会議中は進行の妨げにならないように、静粛をお願いいたします。

なお、傍聴に関しましては、事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。

まず、定足数、出席状況でございますが、委員15名中、現時点でスカイプを含め13名の委員の方々に出席いただいております。定足数を満たしていることを御報告いたします。

続きまして、配布資料の確認でございます。お手元の議事次第の配布資料のところに書いてございますが、資料1、軍事的安全保障研究に関する声明（案）。資料2、報告：軍事的安全保障研究について（案）。資料3、「中間とりまとめ」から報告（案）への修正点。資料4、審議経過の中間とりまとめ。資料5、声明（案）フォーマット（事務局作成）。資料6、報告（案）フォーマット（事務局作成）。安全保障と学術に関する検討委員会の検討結果に基づく意思の表出について。これは幹事会で提出した資料で、後ほど言及いたします。それから、資料8、第146回総会速記録（抜粋）、これも後で言及いたします。資料9、意思の表出の議決に関する主な選択肢（事務局作成）、以上が資料でございます。

それから参考資料、1が第9回の議事録。2が、学術フォーラムの議事録。3が、前回第10回の議事録。そして、4が学術フォーラムの概要について（事後報告）の訂正事項。それから参考資料5が、安全保障と学術の関係に関する私見。これは佐野正博先生、学術フォーラムに登壇された方の資料の補足資料でございます。それから、参考資料6、坂田研究会、これは日本学術会議栄誉会員である益川敏英先生からの御意見でございます。それから、参考資料7、世界平和アピール七人委員会、これは第7回に説明された、登壇された小沼通二先生からの資料でございます。

以上、資料が足りない方は事務局へお申し付けください。

なお、委員には机上配布で、マスメディアにおける報道等をお届けしております。

資料が足りない方、いらっしゃいますでしょうか。では、もしいらっしゃいましたら事務局へお申し出いただくということにいたします。

映像等の頭撮りは、ここまでをお願いいたします。御協力をお願いいたします。

では参考資料1から3の、前回委員会までの議事録、これは既にメールで照会を行い承認済

みの議事録であり、ウェブにも掲載済みでございますが、この参考資料1から3の議事録で、何か発言などについて、付け加えること、ありましたらお願いいたします。

では、井野瀬委員、お願いいたします。

○井野瀬委員 すみません、参考資料3、前回の記録でございますが、その21ページを御覧ください。発言者、井野瀬というところの上から7行目、8行目あたりでございますが、私、この部分では、学術会議が二つの声明を発するとき、その中心的な役割を果たした「学問・思想の自由保障委員会」、その後、「学問・思想の自由委員会」と名前を変えたものですが、それが第13期、そして17期、名前を変えていくというところで、8行目になりますね。「この委員会が中心となって声明を担ってきました。その後」というところで、第13期に名称を改称しているのですが、この名称改称、「第二常置委員会」というもの、この、実は後の段落では、その名前を前回出しておりましたが、この部分に、13期に「第二常置委員会」に改称され、17期からは「学術と社会常置委員会」へと、更に名前を変えた。第13期のところに「第二常置委員会」という、改称された正式名称を入れさせていただきたいと思います。事実の流れを見やすくするためです。どうかよろしくお願いいたします。

○杉田委員長 以上のような付記につきまして、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○杉田委員長 それでは、そうさせていただきます。

それから、参考資料4でございますが、これは前回委員会資料について、事務的な訂正がございましたので、これをよろしくお願いいたします。これについて御異議なければ、このとおりにさせていただきます。

それから、これは机上配布のみでございますが、北海道新聞、2月21日朝刊の件につきまして、若干申し上げたいことがあるのですが、この2月21日付の北海道新聞の報道におきまして、本委員会の委員である大西委員は会長でもあるわけですが、会長としてインタビューに応じられ、持論を展開されていらっしゃるのですが、これは、いわゆる中間とりまとめが採択された後のことでございますので、もちろん持論を展開されることは御自由なのですが、その会長としてではなく私見であるということを明記していただきたかったわけなのですが、そのような形になっておりません。この点について、大西委員の方から何か御説明いただけますでしょうか。

○大西委員 はい。聞こえますか。

今の御指摘の北海道新聞の記事は、掲載されたことを知らなかったわけですがけれども、掲載

の時点ではですね。インタビューが2月の11日に行われました。北海道支部の会合があった折に、札幌に行って、そのときに北海道新聞の記者からインタビューを申し込まれて行ったわけです。

そのときに、当然、私見ということで断ってインタビューに応じて、そのことを明記してくれるように、もし掲載する場合には頼んだわけであります。掲載した記事について、改めて読んでみると、途中から私見と分かる、個人の考えと分かる記述があるんですけども、全体にそれがかかっているわけではないということで、指摘を受けた後でしたけれども、当該の記者に連絡をしまして、遺憾ということを表明しました。それについて、記者からは、記述の仕方が適当でないということでおわびのメールを頂戴しましたという経過であります。

この時点では、2月15日の前回のこの委員会の前でしたので、中間まとめの決議は行われておりませんでした。その時点で私としては、私見と断って、委員なり、あるいは大学の学長としての発言を行っていたわけでありますが、念のため申し上げますと、2月15日以降、何回か取材があります。全体として中間とりまとめができた、行われたということ踏まえて、中間まとめを尊重する、そういう立場で発言をしている、私見は言わないということで、2月15日を一つの境としています。

説明は以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

先ほど私の御説明で、前回委員会の後というふうに申し上げたのは、この掲載時期が後だったということで、今伺って、取材についてはその前であったということは了解いたしました。

この点につきまして、何か御発言ありますでしょうか。

それでは、議題の方へ入っていきたいというふうに思います。

○小松幹事 その前に。

○杉田委員長 今の点ですか。小松委員。

○小松幹事 議題に入る前にです。

○杉田委員長 議題に入る前。

どうぞ、小松委員、お願いします。

○小松幹事 小松です。杉田委員長の方から昨日、声明（案）というのが送られてきたんですが、私、外に出ていて中身を見たのは夜だったんですね。ところが、その後の経過を見ますと、幹事の私が知る前に、もうメディアに流れていたということで、これは委員長御承知の上ででしょうか。それとも、委員長御承知でない中でこういうことが起こったということなんですよ。

うか。

○杉田委員長 今のことでございますが、小松先生がいつ御覧になったかは分からないのですが、委員の方々には昨日の朝の段階で送付しております。メディアに掲載されたのはその日の夕刊ということでございまして、この掲載された経緯について、どういう形で情報が渡ったかということについては、私、承知しておりませんが、委員の方々にお送りした方が先でございまして、今、小松先生は夜御覧になったということですが、そのところは私はちょっとコメントする立場にはございません。

昨日までお送りできなかった件については、いろいろこちらでも多方面から検討を続けました結果でございまして、昨日お送りしたというのが精いっぱいでございます。もっと早く送付すべきだったということであれば、その点については私の能力の不足をお詫びいたします。

○小松幹事 私より先にメディアに行ったというのは問題じゃないので、ちょっとショックだったというだけなのですが。この委員会で議論する案が、委員会の前にメディアに流れて、それが新聞報道されたというのは、やっぱりこれはゆゆしき問題じゃないかなと思うんですけども。

○杉田委員長 この点につきまして、中間とりまとめに関しましては、事前に委員の間でとりまとめの審議というか、メール上で正式な審議ということではありませんが、メール上でやりとりをいたしまして詰めていったと。そして、いろいろな頂いた御意見を反映して中間とりまとめにしたという経緯がございますので、その間、秘密保持というものを厳密にする必要がありましたので、特別に秘密保持ということを委員にお願いいたしましたが、昨日の件につきましては、もう今日ここで議論するというので、欠席の方については意見書を出していただくということをお願いしました。現在までは意見書は特に出しておりませんが。

ですから、この委員会の場で審議するというのでございまして、事前に委員の先生方から何らかの意見を頂くという、そういう手続をした中間とりまとめの場合とは異なりまして、また、昨日から今日ということですので、特に秘密保持のお願いをしておりませんでした。そういう関係でメディアに渡ったということがあったのかもしれませんが、小松先生がおっしゃる趣旨は、何らかの意味でこの委員会の審議がメディア報道があったことによって影響を受けることを御懸念されているのかもしれませんが、そのようなことはなく、全くフリーな形で是非、御議論いただければというふうに思っております。

ほかにこの点、何か御発言ありますでしょうか。

それでは、議題の方へ入らせていただきます。

今日の議題は、意思の表出をめぐるでございますが、この、今、小松先生から御言及がありました、私の方で前回の議論、前回委員会から私に案をつくるように委任がございましたので、私の方でつくりました案について、これを軸としてこれから検討させていただきたいと思うのですが、内容に入る前に、内容について入りますとまたいろいろ御議論があると思いますので、まずは今後の進め方について議論できればというふう考えております。

これなのですが、経過を申し上げますと、資料7というものをまず御覧いただけますでしょうか。これは、前回の2月24日の幹事会に対して私が提出した資料でございます。

次回、今日の委員会を受けまして次回、もし、この意思の表出をするとすればですけれども、3月末の幹事会において何らかの審議をしていただく必要があると思うのですが、その仕方につきまして、そして、この検討委員会の検討結果を最終的にどのような形で議決するのかということについて、私の方から幹事会に対して御相談したものでございます。

その内容を簡単に申し上げて、後で付随して事務局の方から補足していただきますけれども、私の方では、この資料7にございますように、中間とりまとめをしましたと。そこで意思の表出を今日の委員会で詰めると。

そして、その後どうなるかといいますと、科学と社会委員会による査読手続を経て、次回の幹事会に出てくると。そこで、その後ですけれども、同幹事会において、委員会案を日本学術会議としての意思の表出の案として総会に提案することを御決定願いたい。そして総会、4月13日から14日において、提案者・会長、説明者・委員長で審議の上、採決をお願いしたいと、こういう御提案でございます。

なぜ総会でというお願いをしたかといいますと、会員の関心及び社会的関心が極めて高いテーマであり、総会・部会等における学術会議全体としての議論も積み重ねてきた。決定の正統性・透明性という見地からも、幹事会決定より総会決定が望ましいのではないかと。これは、これまでも繰り返し申し上げてきたことでございます。

その場合に一つ問題となるのが、日本学術会議会則19条1号により、意思の表出に関する事項に関する権限が、総会から幹事会に委任されているということになっております。この規定をどういうふうに解釈するかということなのですが、委任されているので、総会で決めることはできないという、そういう解釈もあり得るかと思うのですが、しかしながら、実はこれにつきまして幾つかの論点がございます。

一つは、そもそも委任の概念ということをめぐる、行政法上の委任概念を採用しますと、確かに委任した場合、元の機関に権限は残らない、留保されないのですが、より一般的な民法

上の委任概念、日本学術会議の性格上、そういう概念を適用しますと、実は総会に権限が残っているという解釈ができるということがございます。

それから、もし仮に留保されていないといたしましても、個別事案について受任機関、この場合には総会から幹事会が委任されているわけですが、その委任された側（がわ）の幹事会が、その権限行使をもう一度総会に再委任することは可能ではないかという、こういう法解釈の問題なのですが、プラス、実は資料8という、正にこの日本学術会議会則が総会から幹事会に意思の表出を委任したときの議論というものを振り返ってみますと、実は委任については様々な会員からの疑義が呈されたわけです。つまり、総会が形骸化すると。幹事会に権限が集中し過ぎるのではないかという、かなり危惧が強く表明されました。

これをめぐって、この議事録を今全部読み上げていることはできないのですが、会員からも、それから事務局からも、これはもはや幹事会に全て移ってしまって総会で決められないということではないんだと、総会で重要な事項については決められますということが書かれているわけであります。

例えば4ページのところで少し網がかかっておりますけれども、これは広渡前会長の発言で、幹事会に権限が委任するということだけれども、それによって総会が持っている権限は全部幹事会にいつて、総会は何もできないということではないと。排他的に全部幹事会に移すという規定ではないということも、事務局長も御説明なさいました。

ということで、こういうことを前提に、委任を決めたということがございますので、立法者意思としても総会において決定することが可能であるという解釈をしてもよいという、これは参考資料でございます。

これを受けまして、私は先ほどのようなお願いをし、私の理解では、幹事会においても異論は出されなかったということで、おおむねそのような形で、先ほど申し上げたような形で今後進むのではないかというふうに考えておりますが、この点について、企画課より、資料9に基づいて御説明をお願いいたします。

○小林課長 企画課長でございます。

それでは、お手元の資料9、A4横の両面刷りの資料を御参照いただければと存じます。

この資料でございますけれども、今回の意思の表出には声明と報告があるということを想定いたしまして、今後具体的にとり得る選択肢ということで、前回の委員会での御議論、御指摘などを踏まえまして、再整理、再構成を行いまして、今回二案お示しするものでございます。

まず、案1でございますけれども、声明及び報告につきまして同一のプロセスにて、最終的

には両者とも幹事会決定に至るという案でございます。この場合、意思の表出案を審議する会議体はこの検討委員会でありまして、議案の提出者、提案者でございますけれども、これは杉田委員長。それから、説明者も杉田委員長に行っていただきまして、幹事会の議に付するのは大西会長であるという整理のたてつけでございます。

続きまして、案2でございますけれども、この案は声明と報告を分けまして、別々の手続、プロセスをとることとしまして、前者の声明につきましては最終的には総会の議決に、後者の報告につきましては幹事会決定に至るとするものでございます。

まず、その案2上段の声明でございますけれども、案文につきましてはこの委員会での検討に基づき幹事会で審議することになりまして、当該案文の総会への提案者は、規定上は幹事会の議長である大西会長となるわけでございますけれども、【注】のところにありますように、意思の表出案の実質的な作成者——本件の場合は検討委員会委員長である杉田委員長ですけれども——が規定上、提案者になることができない場合、学術会議ではこれまでも通例といたしまして説明者になるということございましたので、説明者は杉田委員長にさせていただく。そして、総会に付議するのは大西会長という整理としております。

これが案2の声明に関する手続でございます。下の段の報告につきましては、プロセス自体は先に述べました案1の場合と同様の経過をたどるわけでございますけれども、この案2の場合は声明と同時並行的に、パラレルに進行することとなりますので、最終議決の幹事会も、一番右側（がわ）の欄でございますけれども、最終議決の幹事会も総会期間中の幹事会となることも想定されるというところでございます。

以上が、表面の説明でございます。

そして、裏面は参考ということで、従前の意思表出の議決手続、例示ということで、これは前回の委員会でお配りしたものと同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、手続の事実関係についてのみ、事務局から御説明申し上げます。

○杉田委員長 ありがとうございます。

今の私と企画課長の説明に関しまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

小森田委員、お願いします。

○小森田委員 杉田委員長が示された資料7ですけれども、これは「委員会案」という表現が三つ目の黒ポチであります。これは声明、報告、両方含むという趣旨ですね。

○杉田委員長 この時点では、どのような形で意思の表出、本日お諮りすることになるか、まだ未定というか。

○小森田委員 いや、つまり、案1か案2かということですが。

○杉田委員長 案1と案2の違いというのは、その声明と報告が分けられているかどうかということに加えて、案1は声明も幹事会で決定するというのが、大きな違いでございます。

今回、この案2という形、今、私はそれをここで御提案したいと思うのですが、案2は、声明については、これまでの経緯からしましても、総会決定事項ではないか。ただ、委員会の報告につきまして、これはもう少し長いものでございますので、これを総会で審議するということは果たしてできるのか。これはむしろ、幹事会決定という形で分けた方がいいのか、そういう整理でございます。

○小森田委員 幹事会で審議いただいて、特に異論がなかったということですので、そのように幹事会で計らっていただければ私は結構だと思うのですが、念のために二つ申し上げたいのですが、今の、資料7の三つ目の点ですね。幹事会において、委員会案を総会に提案するということを確認となっているわけです。査読は様々なレベルのものがありますので、どんな査読意見が出てくるかということ抜きに抽象的には論じられませんが、しかし、基本的にはこの考え方は、委員会案を踏まえて幹事会が、幹事会案をつくって、それを提出するということではない。委員会案が総会に出ることだというふうに理解できると思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○杉田委員長 その理解は、今、査読とおっしゃったのは、まず、その科学と社会委員会における査読、これは経ると。その後の「委員会案」という表現ですけども、この委員会案と、幹事会から出てくる幹事会案との関係につきましては、前回の幹事会においても幾つかの発言がございまして、ある幹事会のメンバーからは、この後、総会で審議されるのだから、幹事会は内容に立ち入るべきではないと、幹事会はそれを総会にかけるかどうかのみを審議すべきだという御意見もございました。

ただ、これについて前回の幹事会で、それでは決定がなされているかという点、後ほど大西会長にもちょっと御発言いただきますけれども、私の理解では、やはり私どもの案ができて、査読が終わった後、幹事会に行くわけですので、そこで幹事会がどういうふうに審議されるかについては、まずは別な会議体だということもございまして、今の段階で確約はとれないのかと思いますけれども、ただ、前回の幹事会での議論の状況は、私の理解ではそうだと思うのですが、まず、大西先生と、それからほかの幹事会の方で何か御発言があれば、ちょっと補足していただきたいのですが。

まずは大西会長、いかがでしょうか。

○大西委員 幹事会での議論、概要は今、杉田委員長から説明があったとおりでと思います。それで、結論的……ちょっと、どういう理屈付けで総会での審議が可能になるのかということについては、幾つか先例なり、あるいは法改正時のやりとり等が、必ずしも一つの理屈にはなっていない、幾つかの理屈があるということだと思っておりますが、私としては一番分かりやすいのは、委任を受けている幹事会が、幹事会の意思として、この件については総会で審議をするべきだということを決めるというのが一つのやり方なのかなと。その場合は、内容についての審議は総会で行われるということになるかと思っております。総会に提案するということを幹事会の意思として決めるということですが。

形式的には提案者は、ルールでは会長、副会長、又は30人以上の会員となっておりますが、幹事会を代表して会長の名前で提案して、先ほど事務局が説明したように、説明者は委員会の委員長というのが適当だろうというのが私の考えです。

それで、仮にそういうことを一つ想定すると、前回の幹事会で、それに対して特に強い反論なり懸念の表明というのはなかったように思います。ただ、まだその時点ではどういう格好でまとまるのかというのがはっきりしないというか、今日の前ですから、したがって、成案ができた後、進んでいくこととなります。

その場合に、これまでの従来の手続と総合して考えると、まず、この検討委員会の案について、科学と社会委員会で査読をするということになります。査読の結果は検討委員会に戻ってきますので、査読結果を受けて検討委員会が修正するものは修正して、幹事会に提出する案を作成する。そのときに、これは今日議論していただくのがいいと思うんですが、どういう格好で決定するかということについて、検討委員会としての意向をまとめていただいて、それを幹事会の場で委員長に表明していただく。それを尊重しながら幹事会の議論が進んでいくということが考えられると思います。その場合、前回の議論を踏まえて考えると、さっき冒頭申し上げたようなこともあり得るのかなというのが私の意見です。

○杉田委員長 今の点につきまして、例えば幹事会のメンバーの委員の方で、何か、これは違ふとかということがございましたら、よろしく申し上げます。大丈夫でしょうか。

じゃ、小森田委員お願いします。

○小森田委員 今の点、分かりました。

前回、私、一番会議の最後の方で申しましたのはそういう趣旨で、つまり今回の意見の表出は従来、通常行ってきたものと違って、最終的には総会で議論して決めるという方向が目指さ

れてきたと——今日最終的に決めるのかもしれませんが——ということですので、検討委員会における審議の経過を最大限尊重するような手続をとっていただきたいという趣旨で申しました。

今の御発言は、そのように理解できましたので、その点はよろしいと思います。

もう一点いいですか。

総会ですけれども、ここは、ここから先は手続の問題ではなく、やや希望ですけれども、総会では会長が提案されて、委員長が説明されると、これでよろしいと思うんですけれども、従来の経緯からいって、討論して採決をするということは近年ほとんどやっていないと思うんですね。どういうことが起こるか分からないので、議事進行上、もし必要があれば、会長は是非、議長団という表現はないと思いますけれども、壇上に会長、副会長並んでいますので、必要があれば相談しながら進めていただきたいというふうに思います。

こういうことはわざわざ言う必要は普通はないんですけれども、前回問題になった経緯がありますので、そういうふうにしていただくことが、会員からの信頼も得られるんじゃないかと思いますので、その点は希望です。お願いしたいと思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

ほかに何か、今の点、御発言ございますでしょうか。

特にないようでしたら、本日もしこれがまとまればという前提でございますが、声明案、報告（案）がまとまった場合は、この企画課のまとめた案2のような形で取扱っていただけないかということ、私の方から幹事会に対してお願いするという、そういうふうな形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○杉田委員長 御異議なければ、そうさせていただきます。

それから、関連いたしまして、もう一点、お諮りしなければならないのですが、これ、今のようことから言えば、幹事会で実質審議はしないと——実質審議というのは言い方がよくないですが——、内容についての大きな変更があるということは想定しなくていいかとは思いますが、しかし、もし、例えば重要なミスが見つかったというふうなことで修正された場合、これを委員会としてどう扱うのか。

それから、特にこの報告、声明については総会で、今言ったような経緯で総会で審議されますので、幹事会審議はさっき申し上げたような意味で実質にわたらないとしても、報告の方は通常の提言等と同じような扱いを受ける可能性がありまして、幹事会において一定の意見が付

く可能性がございます。その場合、この報告を修正するかどうか。どのように修正するかというふうなことににつきまして、委員会としてどのように扱うかということが、次の問題でございます。

一つの考え方は、例えば当日の幹事会、3月24日に幹事会がございますが、その夜——ということになるかと思いますが——にこの委員会を予定し、委員会で、その幹事会の指摘を受けて修正するか、修正をどうするかということを考えるということでございます。

先ほどから申し上げていますように、この幹事会とメンバーが重なってしまっていて、委員会委員の15名中7名が幹事会メンバーですので、全員幹事会に御出席であればあと1名で一応定足数は満たすということにはなりますけれども、ただ、かなり、予定していただかなければならないわけでございます。

それから、総会に関しまして、例えば総会の審議の中で修正が必要になった場合、この場合も、もし委員会で決めるということであると、この総会の中で委員会の日程を入れておく必要が出てまいります。これについてはどう扱うかということでございます。

両方について、別なオプションとしては、例えば委員長、副委員長に委任するとか、そういうふうなことも可能なのですが、このあたりについて御提案等ありますでしょうか。

いかがでしょう。大西委員、どうぞ。

○大西委員 よろしいですか。今の点ですけれど、ちょっとルールに照らして考えていくと、報告と声明は発出主体が異なるということがあると思います。声明については学会会議が表出主体という表現ですけれども、主体となると、クレジットが学会会議の名前です。それから、報告については、部、委員会、分科会又は若手アカデミーとなっていますので、報告と声明の二本立てでいくという場合に主体が異なるということがあります。

したがって、報告については、今、杉田委員長が言われたように、仮に幹事会で最終的に意見が出た、修正を求めるような意見が出た場合には、委員会の責任でまとめて、いろいろなやり方がありますけれども、最終的には幹事会と委員会が納得して、委員会の名前で外に出るという手続になります。

一方、声明の方は学会会議の名前ですので、通常は学会会議の名前の場合には、幹事会が最終決定者だ。この場合はもし、その幹事会が総会に委ねるということになれば、総会が最終決定者ということになりますので、そこで決まった案が最終案ということになって、それに対して委員会が異を唱えるということは、逆に言えないということになろうかと思います。

○杉田委員長 今おっしゃった報告については、そのとおりでございます。

この声明については、総会で決定するということにはなりますが、実際上その場で総会の審議の中で修正案等がまとまるのか、あるいは総会が例えばこれについて委員会に対してか、あるいはその幹事会に対して、修正を要求するという事はないのか。

今、大西委員が言われたのは、総会の審議の中で完結するという事で、そういう理解も私、一つ、いいのかなと思います、そういう事でよろしいですね、必ず完結するという事で。

○大西委員 総会の議案の取扱いについては、規定がありますので——細則ですね——、それに基づいてやるということになるのかなと。だから、そこについてはこの委員会で決めるというよりは、幹事会なりで詰めるということが適切かと思えます。

○杉田委員長 分かりました。

それでは、今の点について、総会に出る予定のこの声明については、そうしますと、この委員会を開催する必要はないというお話でしたが、報告の方で幹事会で意見が付いた場合の対応について。

井野瀬委員、お願いします。

○井野瀬委員 具体的な日程を入れてみますと、例えばその報告、最終的に総会中の幹事会で決まるにしても、3月24日の幹事会というのが3月にありますよね。その3月24日の幹事会に報告を間に合わせることは不可能ですか。

もしも間に合えば、それから総会の中の修文ということは可能になりますので、そうしたら幹事会でまたオーケーということになるんじゃないですか。

○杉田委員長 いや、もちろん3月24日の幹事会提出を目指しているわけでございます。それで今、井野瀬委員が言われたのは、そうしますと3月24日に、もし何か修正事項が出た場合は、4月の総会にここにいらっしゃる方の多くは来られているということですから、総会中に委員会を開けば、委員会は対応できるのではないかと、こういうことですか。

○井野瀬委員 そうです。声明は総会できちっと決まるけれども、同じように報告も総会の中で決めていかれるというか、報告が、それこそ報告があることですので、ここで……

○杉田委員長 これについての経過報告はいたします。

○井野瀬委員 そうですね。ですので、この総会中の4月13日から14日の幹事会で決定ができるような形に、3月24日からの間で調整できるということがあるかなというふうに思いました。

○杉田委員長 分かりました。

ほかに今の点、特に御意見がなければ。

どうぞ、大西委員、お願いします。

○大西委員 恐らく杉田委員長が心配されているというか考えておられるのは、総会で声明の方の修正が仮に行われたとした場合に、報告がそれと一体不可分のものになるわけなので、連動して報告の修正も必要になるかもしれない。そのときに、優先順位がどちらが大きいかわかれば声明の方が大きいわけで、声明に連動して報告が最終的にまとまるという、そういうコースを考えておいた方がいいのではないかということではないかなと思います。

だから、そういう意味で言えば、万一に備えると言うことは変かもしれないけれども、総会時に委員会の開催も考えておくというのも一つのやり方かと思います。必要があるかどうかはちょっと分かりませんが、論理的にはそういうことになるというふうに思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかに特に御意見がなければ、今の点、大西委員が言われたようなことも含めて、4月の総会中で、この声明の審議の後に委員会、この委員会の次回の会合を設定するということにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

小林委員、お願いします。

○小林委員 査読の方をちょっと伺いたいんですが。査読はこの声明と報告と、両方に対して行われるもの。そして、その査読の意見が付いた場合の調整は、幹事会の前に、この委員会でやるという段取りですか。

○杉田委員長 そうでございます。今言われたように査読は、今日もし決まればこの後すぐ、科学と社会委員会の方で査読していただいて、それに対する対応も、ちょっとじゃあ、今、決めなければいけないですね。申し訳ございません。ちょっとそこのところ混乱しております。

科学と社会委員会の方で査読がありまして、いろいろ意見が付く可能性はございます。これに対してどのような対応をするかということも、合わせて議論しなければいけないのですが。

○井野瀬委員 よろしいですか。

○杉田委員長 ちょっとその前に、先ほどの総会中の委員会の予定については、よろしいですか。

(異議なし)

○杉田委員長 そこはじゃあ、確認させていただいた上で、今の、科学と社会委員会の査読対応について、お願いします。

○井野瀬委員 科学と社会委員会は既に査読体制整えておりまして、その査読は通常にさせていただきますと思います。通常といいますのは、3人査読委員がいますので、それぞれがそ

れぞれに意見を言って、それに対して本委員会がきちっとそれに応じるという形です。

○杉田委員長 その場合に、これにどう応えるかという、査読にどう応えるかというのが大変大きな問題になると思いますので、私から、じゃ、今御提案するのは、これについて、例えば非常に微細な修正であれば御一任いただくということで、やはり重大な修正であれば、これは回覧というか、委員の間で意見のメール上の交換で対応させていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

特に御異論なければ、じゃあ、そうさせていただきます。

どうぞ、小松委員、お願いします。

○小松幹事 この委員会が責任を持たなければいけないわけなので、微細か重大かに拘わらず、メールで回覧するのは簡単なので、たとえ微細であろうがメールで回覧していただきたいなと思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

では、査読意見が来た場合は全てメールで交換、回覧し、御意見を伺うようにいたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○杉田委員長 では、意思の表出をめぐる手続的な事項について、一応、今、網羅的に議論したかと思うのですが、何かお気づきの点はありますかでしょうか。

事務局で何か、今、足りない点はありますかでしょうか。

○小林課長 現状、ございません。

○杉田委員長 ありがとうございます。

それでは、手続的な面を終わらして、中身の方に入ってまいりたいと思います。

まず、私から簡単に御説明させていただいて、その上で御議論いただきたいと思うのですが、今回お示したのは、一つが声明(案)のたたき台でございます。それから、もう一つが報告(案)でございます。それから、この修正点の資料を付けました。

まず報告の方から申し上げますと、委員にはメールでもお回ししたのですが、改めて申し上げますと、この報告(案)は、中間とりまとめ案をほぼ全面的に継承し、若干の修正を加えたというものでございます。

じゃあその修正はどこかということは、資料3に示されておりますけれども、一つは、この1-⑦、中間とりまとめの1-⑦というところでは、これは報告(案)でも同じ箇所ですが、「検討する」というふうになっていましたが、これは一応、報告ですので「検討した」という

ふうにご過去形にしたというのが第一点です。

それから、2番目の、これは比較的大きな修正なのですが、中間とりまとめにおきましては、4ということで、これは中間とりまとめ、今日も資料4としてお示ししておりますが、「安全保障と軍事的安全保障研究」というタイトルで、項目4において、いわゆる少数意見が明示されていたわけでございます。この4の、特に①から③の部分なんですけれども、これにつきましては一連のものでございますけれども、自衛権というものについて議論すべきだという、そういう御意見と、ここではそういうことについては議論しないという、そういう意見が、これはずっと対立しておりましたけれども、これについて処理の仕方、幾つかあるわけでございます。一つはもちろん改めて採決等をして、多数意見を残すという考え方もありますけれども、この際、両論ですので、両方とも削除するというふうには私から御提案いたします。

この4の①から③を削除いたします。そして、そうすると4はほとんどなくなるのですが、4-④、これは、これまで特に御異論がついていない部分ですので、4-④は残しまして、これは比較的関連している箇所として3-⑦というところに移動いたしました。これに伴って、番号が若干変わったわけでございます。

こういう形で中間とりまとめの見出し4がなくなったということで、これが中間とりまとめから報告（案）への修正点です。

なお、今、報告（案）と申し上げますのは、報告（案）の本文部分といいますか、主要部分でありまして、これは事務局で用意していただきましたフォーマットがございます。これが資料6ですか。ということで、もし本日、この報告、声明の方向性が決まれば、このフォーマットの中に当てはめるということで、若干の文言をまた書かなければならないということになります。これにつきましてはフォーマットに当てはめて、事務局と作業をした上で、最終的にこういう形でよろしいかということについては、これも各委員に回覧し、承認を求めたいというふうに思います。

以上が報告の話でございます。

それから、声明でございますけれども、これはどういう形になっているかということですが、これは主には中間とりまとめ、及び、今申し上げた報告（案）の中での主要な部分を抜粋して構成されているということは、御覧になれば明らかなのですが、そこに若干の加筆をしております。

その加筆部分を中心に、これからいろいろ御意見が出てくると思うんですけれども、私の方から、まず、少しだけ申し上げておきたいのは、この最初の声明の扱いの部分でございます。

これについて、過去の声明の趣旨を述べて、それが、「われわれは、この大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し」、この「確認し」というのは加筆しております。そして、「上記2つの声明を継承する」と、ここは加筆した部分でございます。

そこで、この部分をどういうふうに見るかということなんですけれども、私はこの過去の声明と現在の私どもが準備しつつある声明との関係について、このように理解しているということをお願いしたいのですが、実はこの声明については、学術フォーラム等でも堅持ということをお願いしたいという意見がかなりございました。一般的にも、社会なんかいろいろな御意見を頂いているわけなんですけれども、この「堅持」という言葉ではなく、ここでは「継承」という言葉を使っているのですが、これはどういう趣旨かということなんですけれども、これは私の考え方なんですけれども、50年声明を堅持すると単に書くのであれば、私どもの声明を特に出す必要はない。50年声明は既にあるわけですので、委員会は50年声明で尽きていたということで解散するというのも一つの考え方でございます。

ただ、今回この委員会で審議したことによって得られたものも、私はあるのではないかとこのように思っているわけです。というのは、50年声明というのは、軍事目的、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わないという非常に強い文言でございますけれども、では、戦争とは何かということは定義されているわけではありません。実はこのところで、例えば戦争というのは侵略戦争であると、これは1928年の不戦条約以来、戦争が違法化された結果、自衛、通常、人々は戦争と呼んでいるものは皆、自衛的な行為とか、自衛権の行使とかいうふうに言われているという、こういう現状に鑑みて、戦争というのは、例えば侵略戦争であるというふうに仮に読んでしまいますと、この50年宣言は自衛と名が付けばオーケーだと、そういうふうにも読むことは実は可能であるわけでございます。

つまり、戦争を目的とする科学の研究は行わないというふうに言っていることだけで、実はその、この意味内容というのは必ずしも確定しておりません。

この委員会でもいろいろな御意見があるわけなんですけれども、自衛であれば、自衛的な、自衛権の範囲での軍事的安全保障研究は許されるというふうな意見もあるわけなんですけれども、こういうふうな解釈をとる方にとっては、50年声明というものをただ堅持しているだけで、実際には自衛権の範囲であれば軍事的研究はできるということで、これは一切の歯止めがないということになります。というのは、いわゆる軍事にかかわる研究の中で、侵略戦争を目的としてやるというふうに言うことはほとんどないわけでございますし、客観的に見て侵

略戦争にしか使えない技術というのは、もちろんあると思いますけれども、非常に限定的であるということになります。

そういうことで、実はこの……50年声明をただ堅持というだけだと、そこで足りない議論というのがやはりあるということでございます。

それでは何を議論すべきなのか、あるいは私たちが何を議論してきたかということなんですけれども、この50年声明というのは、日本国憲法との関係で言いますと、主には憲法9条と憲法23条、学問の自由、この二つに非常に大きくかかわっているということは審議の中でも明らかになってきたわけであります。

ところが、では、この50年声明を受け継ぐときに、憲法9条との関係で議論すべきなのか。これは先ほども論及しました少数意見の方々等は、憲法9条との関係を議論すべきだというふうにおっしゃってきました。しかし、これに対して、この中間とりまとめの立場は、そうではないと。というのは、9条を主軸に議論をしますと、まず、これは日本社会でも国論が二分する問題であり、現在でも9条というのは、いわゆる人間の安全保障だけしか認めていないと、軍事的なものは全て否定しているという考え方もあれば、いわゆる専守防衛は許されるという立場もあれば、専守防衛よりも広い概念であれ、個別的自衛権は全般に許されるという立場もありますし、さらには、いわゆる安保法制を支持する方々は集団的自衛権というふうな名前であっても許される、憲法9条のもとで許されるという、そういう御議論もあるわけでございます。

そういうふうな極めて幅広い御意見があるわけで、これは社会一般についてもそうですし、日本学術会議においても、あるいはこの委員会においても恐らくそうであるということで、9条を主軸にして論じていっても、自衛権の概念について一致することはできないということでもあります。自衛権と憲法9条の関係について、特定の見解に達することはできないと思います。

それから、できたとしても、それなら自衛権ならオーケーだというふうに言った場合に、その自衛権によって許される技術研究ということが一義的に定義されるわけではありません。

ということで、結局のところ、自衛の範囲ならオーケーだという議論をしますと、ほぼいかなる研究でもできるということになっていく可能性があります。歯止めがないということで、私は、この9条解釈ということの主軸にしてこの問題について論じるのは極めて非生産的であると。

それでは、この50年声明というのは、この憲法9条にかかわる問題だけを論じていたかという、そうではなくて、正に学術の動員と、政府による学術の動員という、憲法23条がこ

れを否定しているような、そういう動員に対する問題意識というものを強く持っている。そして、この学術の自律性・独立性、これこそは正に学術会議が考えるべき問題であります。日本の学術全体に責任を持つ、学術会議が考えるべき問題であり、しかも、この問題に関しては、9条の問題とは異なり、学術にかかわる科学者コミュニティにおいて一定の共通理解が可能であるということから、この点を中心に議論してきたというのが、この委員会の経過ではなかったか。これは私の意見ではございますが、そういうふうと考えております。

そういう立場からしますと、この50年声明、67年声明を継承するのですが、それは特に、今申し上げた点で言えば憲法23条、つまり学問の自由、あるいは学術の健全な発展と軍事的安全保障研究との関係ということを中心として我々は論じてきまして、それについてここに声明する。50年声明をその点において継承し、発展させるという、そういうことを意図して、このようにとりあえず御提案させていただいたわけでございます。

そのほかにも若干、文言を変更している部分もございますけれども、余り私からばかり申し上げてもよくありませんので、以上のような御説明を踏まえて、この声明（案）につきまして、あるいは報告（案）についても、御自由に御意見をお願いいたします。

小松委員、お願いいたします。

○小松幹事 この50年、67年の二つの声明を「継承する」という言葉が今回初めて出てきたのですが、このことについて、この委員会できちんと議論がされていますかね。それがまず1点。

それから、これをこのまま継承するということは、これは安全保障研究、軍事的な安全保障研究を全部否定ですから、もう、この後の議論というのはほとんど不必要じゃないですかね。

それから、これらの声明を現在の状況に合わせて修正若しくは条件付きとするなら、まあいいと思うんですけど、このまま継承すると、私は自己矛盾を引起すというふうに考えています。

どうということかという、日本学術会議は全国の84万人の学術者の代表ですから、当然、企業の研究者や防衛省の研究所の研究者も含まれるわけですね。だから、全面否定したら、この人たちの立場はどうなるのか。

それから、この辺の問題を明確にするために、現在の状況に照らし合わせて、戦争を目的とする科学の研究に自衛のための研究は含まれるのか、除外されるのかというのは前回お尋ねしたのですが、杉田委員長は、もうとにかく国論を二分するような問題だから、当委員会では扱わないという一点張りですね。私はこれまで何度も、自衛の問題について問題提起したんです

けれども、全く議論が深まっていません。そこで、もう完全に止まっちゃうわけですね。最も本質的な問題であるにもかかわらずです。

自衛のための研究は含まれないと、この点は……確かになかなか線を引きにくいんですが、この戦争を目的とする研究というのに自衛のための研究は含まれないとなれば、その継承は私も賛成ですし、民間企業の研究者や防衛省の研究者の方々にもある程度整合性が図れると思います。

ですから、いずれにしても、そのままの継承というのは、私はこの委員会での議論というのはまだまだ不十分だと思っていますし、その意味で反対です。

杉田委員長御自身が第8回の委員会の際に、民生研究と軍事研究の区別は容易ではないと。区別が自明でないからこそ、どこかに線を引かなければいけないというふうに発言をされています。攻撃的科学と、それから自衛のための科学の線も引きにくいのですが、やはり線を何らかの形で引かなければ、なかなかそれ以降の議論ができないんじゃないかというふうに考えています。

○杉田委員長 今の点について、まず私から一つ、二つだけ申し上げておきますが、一つは、私が先ほど縷々御説明したんですけれども、単に50年と67年の声明をここに繰り返しているのではないということです。ですから、そのままというふうに今、小松委員は何回かおっしゃいましたけれども、私は憲法23条との関係で、学問の自由との関係で、戦争による、あるいはその他の行為による学術の動員というものに対する反省。学術が政府によって強く動員されたことへの反省。これはこの二つの声明には強く出ておりますので、その部分を主軸として、我々は論じてきたということでございます。ですから、そこはまず第1点。

それから、第2点でございますけれども、自衛につきましては先ほどの報告（案）、あるいは中間とりまとめでいえば4-④なんですけれども、軍事的安全保障技術の内部で自衛目的の技術と攻撃目的の技術とが区別でき、自衛目的の技術研究は認められるとの意見があるが、自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別が困難な場合が多い。これは今回の報告（案）でもそのまま維持させていただいておりますけれども、この自衛目的の、では、自衛目的を超えた軍事研究、あるいは軍事的安全保障研究、自衛目的を超えた軍事的安全保障研究、これは例えば侵略ということになる、自衛を超えるというのは侵略等のこととなりますけれども、その侵略等のために私たちはこれを研究しているというのは、どこの国でもそういうことは絶対言っていないわけでございます。恐らくどこの国でも全て、軍事研究は自衛のために行っているわけでございます。

つまり、自衛目的の研究ということで、全部オーケー、自衛というふうに言っていればオーケーだというふうにすれば、これは全ての軍事研究を、ほぼ全てですね、認めるということになるわけです。

線引きの問題に関しましてお話がありましたけれども、私は、確かにそのことは簡単には引けないと思っています。だからこそ、この声明（案）では、各学協会、あるいは各大学が考えていく必要があると。要するに、自明であればこういうことは考える必要もそもそもないわけです。誰が考えても自明であって、これはいい、これは駄目だということがあらかじめ分かるのであれば、こういうふうな、この声明の後段の部分というのはそもそも必要はありません。

恐らく、50年声明等は、そのところは、なぜ簡潔な声明になっているかという、割合自明だと考えていた可能性があるということです。しかし今日、あるいは前からそうだけれど、特にその区別がしにくくなっているからこそ、ここまではそれでもできるんじゃないか、あるいはこれは許されないんだというふうなことは、余り包括的に自明には言えない。言えないからこそ、考え、悩んでいく必要があるんだというのは、この声明の後段の趣旨でございまずので、これは何ら、先ほど小松先生がおっしゃった、区別しにくいということと矛盾するわけではなくて、区別しにくいからこそ、この区別というのをするために考え続けていく必要があるということを声明ではうたっているわけでございます。

それに対して例えば、小松先生がおっしゃっているように、自衛のためならいいというふうに非常に概念的に規定してしまいますと、そうすると、この研究は全部自衛のためですよ、私どもの制度は自衛のためですよと言っていれば、そこでやっていることは全部、包括的に承認されるということにはならないのではないかとというのが、この声明の立場です。

○小松幹事 ちょっといいですか。

○杉田委員長 今の点ですか。

○小松幹事 ええ、今の点です。

自衛のためということで歯止めがきかなくなるというお話だったのですが、憲法9条のもとで当然限定されると思うんですよね。ですから、それと、当然限定されるということと、各大学でそういう審議する組織をつくるというのは、私はそれは賛成なのですが、そういうところで幾らでも歯止めがきくと思います。

この50年、67年の二つの声明が、学術の動員を非常に念頭に置いた声明だということですが、戦中・戦前の、いわゆるファシズムのころと今とは、私は全然違うと思うんですね。

それと、もう一つは、こういう問題を学術会議の中だけで本当に決めていいんだろうかと。

防衛とか安全保障の問題というのは、これ、我々だけではなくて社会全体の問題ですよ。この委員会の委員が15名、全員内部で、先日の学術フォーラムの登壇者というのは6名のうち、外部は2名です。圧倒的に社会からの声が少ないわけですね。

先日の朝日新聞によると、世論調査の結果、日米安保条約の継続を80%の国民が支持していると。私もいろいろな人たちにヒアリングしてみましたが、ほとんどの人が相応の自衛力は必要という意見でした。今や、国民の安全保障に対する関心というのは非常に強いわけです。

そういう中で、以前ここで話いただいた池内了先生の、自衛力は必要ない、交渉と話し合いで粘り強く解決するという御主張があったのですが、これが国民に支持されるとは到底思えません。

○杉田委員長 それは、この声明に全然反映されていないですが。

○小松幹事 いや、いや、あるんです。だから、やはり我々だけで議論するのではなく、やっぱり、もっと外の意見を聞くべきだと。

さっき杉田委員長が、フォーラムで「堅持する」という意見が多々あったと。あのフォーラムも、かなり内部向けのフォーラムだったと思います。

以上です。

○杉田委員長 今の点ですけれども、ここで自衛権を否定するとか、あるいは日米安保を否定するとかいうことは全く書いてありません。そこは書いていないということ、まず確認させていただきます。

○山極委員 基本的に私は、「継承」という考えには賛成します。ただ、これはかなり私、トーンが甘くなったと思っています。今、小松委員がおっしゃられたような討論を先延ばしにしているわけですね。「堅持する」ということであれば、かなり単純にこれは否定する、軍事研究を否定するということで、かなり断定的な話になりますが、その後の議論を、現代の事情に合わせて、それぞれの学協会、あるいは研究者コミュニティに投げるということですから、私は声明としてはかなりトーンが甘くなったと思っています。ただし、これは仕方がないことだと思います。この委員会で断定的なところまでいけませんでしたから。

ただ、一つだけ私、気になるのは、この4段目の段落で、「軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」。この「技術的」というのは何を指すのか。倫理的には、この50年、67年の声明を継承するということが納得できるんですけど、「技術的に」ということは、ひょっとすれば技術的にはオーケーというのがあり得るのか。それは倫理的には許されないけれども、技術的に

は許されるというようなことが起こり得るのか。

その辺のことが非常に曖昧なものですから、これを例えば大学に投げられたとしても、非常に困る。大学にとっては、致命的な矛盾になりかねないと思いますが、その辺ちょっとお答えいただけますか。

○杉田委員長 今の、まず後段ですけれども、「技術的・倫理的」というのは、これは大西委員が最初に提案された文言なので、今ちょっと大西委員が席を外されているんですけれども、私は、現在のところ、声明の中で入れていいんじゃないかと思っているのは、要するに、その研究がどのような効果をもたらすのかということは、まずしっかりと確認する必要がある。この研究がどういう方向性、どのように利用され得るのか。もちろん、全部予測することはできないという前提なんですけれども、しかし、それをまず確認する。

その上で、これが人権等の価値との関係でどうなるのかという、そういう趣旨で、ここに「技術的」というのを私は入れているのですが、それでいいかどうか、また御意見頂ければと。

それから、前半の方は、山極先生のおっしゃっているのは、正に先ほど小松先生のおっしゃっていることと表裏一体でございまして、つまり、小松先生は当然に、ここで学術会議として、仮に専守防衛なら専守防衛、これは大西先生も同じような立場ですけれど、専守防衛とか個別的自衛権とか、そういう範囲の研究なら許されるということを書くべきだとおっしゃっている。一方、山極先生は、全ての軍事研究は、軍事研究とみなされるものは全て否定されるべきだと。例えば人間の安全保障のみでいくべきだと、こういうことを書けとおっしゃっているんですが、いずれも、私はこの委員会においてはそれで一致することはできないと思われまして、委員会で一致できないだけではなく、学術会議として例えば学術会議は全ての軍事的なものは否定すると、そもそも人間の安全保障しか認めないという立場をとる、あるいは日本学術会議として、例えば集団的自衛権までいってもいいとか、そういうふうなことを認めるとかですね。そこまで、安全保障の問題についてコミットするというのは、できないだけでなく、私はふさわしくないというふうに考えているわけでございます。

というのは、学術アカデミーというのは、学術の、個別の学術分野においてここに参集しているわけでございまして、科学者コミュニティはいろいろな学術分野についての専門性で集まっているわけですが、例えば日本の科学者コミュニティが全体として、そのような問題について、例えば自衛隊は違憲であるとか合憲であるとか、日米安保は正しいとか間違っているとか、そういうふうなことを日本の科学者コミュニティ全体が一致するということは、そもそもおかしいわけで、一致しないのが当たり前で、それについては様々な意見があるということは前提

とせざるを得ないのではないかと。

その上で、ここでは、繰り返しになりますが、憲法23条にかかわるような学術全体が変質するようなことがあってはいけないという、そして学術の動員があってはいけないということ、これはかなり強く申し上げ、ここで示していると思いますので、そういう観点から、軍事的安全保障研究について、大学は考えるべきではないか。あるいは、私どもも考えるべきではないかというふうに整理しているわけで、妥協というふうには、私個人としては思っておりません。

今の点ですか。じゃあ、安浦委員、お願いします。

○安浦委員 私は、この声明（案）は非常によく、この会議で議論された内容をまとめられているという、そういう認識を持っております。

細かな言葉に関する話は後でまた申し上げますけれども、今、杉田先生がおっしゃった、委員長がおっしゃったお話で、一番重要なポイントは、やはり一番最後の文で、「科学者を代表する機関としての日本学術会議は、そうした議論に資する知見を提供すべく、今後も率先して検討を進めて行く。」、ここが、この委員会が出す最終的な今の時点での結論でしかあり得ないんじゃないかというふうに思います。

大事なことは、その50年、67年の後、ほとんどこれに触れなかったことが問題であったということが、ここで明らかになったわけですから、ここで全て白黒付けるのではなくて、今後も定期的にきちっと学術会議はこの問題に対して、世の中の動き、あるいは科学技術の動きに対して、今後も検討を続けていくという宣言をしているところが、この声明の一番重要なポイントではないかというふうに思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

先ほど小林委員、手を挙げていませんでしたか。土井先生。

じゃ、土井委員お願いします。

○土井委員 すみません、細かいところに入ってもよろしいでしょうか。

今、声明と報告をおまとめいただきまして、ありがとうございます。

声明に関しては、今、安浦委員が言われたように、中間とりまとめをもとにまとめていただいて、ありがとうございます。

ただ、何点か気になるところがございます。1点目は、声明も報告も同じなのですが、「軍事的安全保障研究に関する声明」というふうに、タイトルがなっています。軍事的安全保障研究は、この声明の中では定義がなく、報告の方には定義があるわけです。というのが、かなり

気になっております。

この定義がないと、今問題になっている1段落目の一番最後の文章のところの、「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し」、このときに、軍事的安全保障研究が何を包含するのかというところの定義がないので、この声明を受け取った方たちがどう解釈していいかが分からないということが問題であると思います。

実際には、それに関しまして報告のところでは、中間とりまとめのところにもありましたように、2ページ、3-②のところ、どういうものが軍事的安全保障研究に含まれるかというのが書かれています。ここを読むときっちり書いていただいているのですが、一番問題は、「ウ）研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究」、ここが一番問題で、先ほどから境界線がないと言われたところ、ここにかかわっているもの。この委員会ではサイバーセキュリティもお話、紹介をしていただきましたけれど、そこにかかわっている方たちは、自分もこの定義に含まれるとなったときに、緊張関係にあるのかと言われると、決してそんなことはなく、自衛のためにだけ研究をしている、自衛のために研究しているわけではなく、学術会議の科学者の行動規範のところにありますように、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献すると、そこをもって、特に社会の安全と安寧というところに携わるとして研究をしていっしょいます。なので、緊張関係にあると言われると、自分たちはそうではなく、この健康と福祉、社会の安全と安寧のためにやっているんだと思っている方たちが、自分がここに含まれるというふうに解釈されると、やはりそこは少し問題かなというふうに思います。

緊張関係にあるんだということを確認したと言われると、それは少し違うのかなと。自衛という意味ではなく、日々の生活を守るという意味で研究をしている人間にとっては、ここは自分たちが含まれてしまって、緊張関係にあるんだというふうに断定されると、大変つらいと思います。特に懸念するのは、非常に重要な研究分野でありますので、今後若い方たちがこの一文があるから、これから研究するの難しいよねなどというふうに思われると、大変残念だなど思うので、ここはできれば、まず軍事的安全保障研究の定義を冒頭に入れていただくか、少し文言を考えないといけないと思うのですが、自衛ではなく日々の生活を守るための研究もここに含まれるんだということは言っていないというのを、是非メッセージを送っていただきたいと思います。

なので、例えばですが、報告の中で、先ほども杉田委員長から触れていただきましたけれど

も、3ページの、先ほどの言うのと3-⑦ですね。自衛目的の技術と——ここは「自衛」と書いてありますけれども——、攻撃目的の技術との区別は困難な場合が多いと。それはフォーラムでも基礎的研究と軍事的研究にもボーダーはないんだというふうにお話もありましたし、今回そういう意味ではボーダーはないんだということは皆さん御納得いただけたと思うので、是非それを声明の中に入れていただけるとありがたいなというふうに考えます。

○杉田委員長 今の点なのですが、声明が余り長くならないようにということも一つ考えて、そういう御要望もかなり強かったので、定義等まではなされていないということで、これについては今、この後、議論したいと思うのですが。

1点、先ほど小松先生が言われた他の研究者、大学以外の人はどうなのかということについては、今の第1段落でも「大学等の研究機関における」というので一応かなり限定しました。これは前にさんざん議論したことでございますが、日本学術会議はもちろん全体を代表しているんですけども、ここでは特に大学等の研究機関における問題を我々は議論したということで、それ以外については副次的にしかメッセージは送っていないということ。間接的にしか送っていないということが一つでございます。

それから、今おっしゃった点で、デュアルユース等にかかわるものについて、全部包括的に、それでは先ほどの技術的・倫理的審査の対象になるのかということなんですけれども、これは実際問題として、大学等で今後考えていくときに、じゃあ全ての研究、科研費とかも全部審査するとか、そういうことはできるはずがないわけでございます。する必要もないわけでございます。

そのことと関係しますけれども、第4段落の2行目で、これは実は加筆されているわけなのですが、「研究の入り口で研究資金の出所等に関する慎重な判断が求められる」というふうに、あえて入れさせていただきました。

これについてもいろいろ御意見があると思うんですが、これはどういう趣旨かと申しますと、現実には各大学等でどういうときに審査するのかというと、やはり通常は研究資金の出所にまずは注目されるのではないかと。実際、これ今、この委員会ができた契機も、防衛省の制度ができたからでございます。科研費とかその他の厚生労働省の研究資金とかについて、軍事研究との関係を議論しなければならないという問題意識はなかったわけで。

もちろん、それでよかったのかどうかというのは別問題ですし、実は、まさに総合科学技術イノベーション会議でこれから議論されるという話がありますような、いろいろなことが進行していきますと、将来的には例えば、ほかの経済産業省の研究資金、委託研究が実は軍事的な

ものにかなりかかわってくるのか、そういうふうなこともあり得ると思いますけれども。

ですから、その出所というのが限定できるかということ自体も流動的ですが、しかし、これまでそういうふうな点で、やはり問題としてまず浮上してくる、あるいはアンテナに引っかかってくるのは出所の問題。つまり、防衛省とか米軍等の資金というのは、そういうものが出てきた場合には慎重な判断が求められます。その場合、この審査等が行われるということに通常はなると思います。

ですから、土井委員が御心配なように、何かある研究分野が包括的に何らかの形でレッテル貼りをされるとか、そういうふうなことではなくて、例えば科研費で研究しています、民間、民生的な資金で研究していますというときに、その研究分野として何らかのそれについて危惧を持つということではないと。

ですから、ただ、一方、ここはもちろん研究資金の出所がどこどこであれば包括的に駄目であるということも言うておりません。これも声明は曖昧だという批判をする方々もいると思いますけれども、防衛装備庁だから一切受けるなというふうにはここは言うておりません。ただ、出所がそういう軍事関係機関であれば、やはり慎重に考えるというのが当然、それはアメリカ等においても、それは別扱いで、ほかの民生資金とは別に扱っているということは、この委員会でかなり議論したところがございますので、そして、それはなぜかということについては、それなりの理由があるということがございますので、そういう意味で、実は限定は、この声明の中でもある程度はできているという構造は、ちょっと言及しておきます。

今の点で、じゃあ、佐藤委員と岡委員。

○佐藤幹事 声明に軍事的安全保障研究に関する定義がないというのは、土井委員の御指摘のとおりだと思います。

報告の方にその定義があるわけですが、報告の方で該当するのは、3-②ではなくて、1-⑤です。そこで軍事的安全保障研究の定義がされています。したがって、声明にももしも定義を入れるとすると、例えばこのような形になるのではないかと思います。

「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究（軍事的手段による国家安全保障にかかわる研究）」と、このように簡明に定義をして、なおかつ、土井委員がおっしゃった、社会の安全、安寧ということ自体を否定しているわけではなくて、軍事的な手段によって社会の安全、安寧を実現しようとする研究に問題があると言っているだけですので、土井委員の懸念は当たらないのではないかと、このように考えます。

○岡委員 岡です。先ほど杉田委員長が言われた、その出所で考えるということについては、

この委員会の議論の中でやっぱり、その出所というのは出口につながっていると。つまり、何を目的としてやるかということももちろんあるんですけども、それ以上に防衛省の管理下に置かれた研究というのが大学の中で行われるということに関する危惧というのがあったと思うので、やっぱり、ちょっとその大学にとっては、これは負担が非常に大きいというのは事実なので、躊躇するところがあるんですけども、この審査する制度に関連して、やはりその、単に入り口で審査しただけではなくて、その後の公開性の問題とか、それから研究管理の問題について、やはり大学がある程度責任を負うような制度にしておいた方が、私はいいのではないかというふうに思っています。

ただ、ますます大学の負担が多くなるので、きっと反対される方はおられると思うし、私も大学の中にいる立場としては非常にこれは厳しいなと思うんですけども、ただ、やっぱり、入り口のところで審査をして、認めたから、もうそれを放っておいていいというものではないことは確かだというふうに思います。

○杉田委員長 小林委員、お願いします。

○小林委員 大変、ガラス細工のような精緻な議論になっていて、これおまとめ、大変苦労されたと思います。

第1段落の「継承」の意味、よく分かりました。分かりましたが、この議論は報告の方には入っていないので、ここで「継承」の一言で、先ほどの杉田委員長のロジックを読み取れというのは、かなり難しいと思います。

つまり、ポイントは、その戦時中の学術の動員体制というものを軸にして、学問の自主性・自律性とのコントラストで議論をされているという、そういう理解だと思います。

二つほど、ちょっと気になることがありまして、この第1段落の4行目には、「われわれは」というふうに書いておりますが、この声明は、先ほどの御説明によりますと学術会議が発出するということになりますので、この「われわれ」というのは、これは通常の委員会ではこの委員会という意味なんだろうと思いますが、多分違うことになるだろうと。学術会議がという形になりますと、その前の上の段の「科学者コミュニティ」とほぼ同義と考えるのが学術会議の定義になろうかと思えます。

そうした上で、しかし、学術会議は、大学等の研究機関においての部分継承するという論理になりますと、外延が科学者コミュニティの方が大きいわけですから、大学等の研究機関以外はどうなっているのかという議論が出てくるかもしれません。それはすぐにこの回答を書けるとは思いませんが、理屈詰めで行くと、そういう話になりかねない。

といいますのも、第2段落も、総論として科学者コミュニティは自主自律で学術の健全な発展を目指す、これが本質であると、こういう規定をします。そして、政府によって動員されがちであるという歴史的経緯という、こういうロジックになります。

確かに、戦争中、第二次世界大戦中は日本のみならず、アメリカもイギリスもヨーロッパも、みんな軍事、科学技術動員をいたしました。そういう意味で、政府は軍事にかかわって科学動員をするという性質を持った存在だと思います。

そのことに対する反省というのが50年だという理解も、私はよく分かります。それは賛成なのですが、その上で、政府が動員するという言葉を広くとった場合には、科学技術政策もその、ある種の動員をやっているわけです。それを全てよくないと言わんばかりに聞こえるような書きぶりは、ちょっと避けておいた方がいいだろうという気はいたします。

つまり、純粋科学研究で、科研費のような研究者の自由な発意による研究だけが本当の研究であって、それ以外の委託型の研究は動員であるというふうなコントラストはちょっと単純であって、問題なのは、軍事的な観点からの動員が問題で、それは研究の現場に対して影響を与え、かつ、大学におりますと教育機関という側面が当然ありますので、そのところでの影響というのは私はあると思います。ですから、抑制的であるべきだというロジックは、了解いたします。

ただ、この論理を書きますと、以前、小松委員がおっしゃった、大学以外のところでそれを全部任せるといふ形の議論にするんですかという反論があるだろうと思いますが、私は、大学人としてはそれは引受けるべきだろうと思っております。申し訳ないが、大学はそういう場所であることを理想と掲げたい。ただ、必要悪が世の中に存在することは否定しませんという、そういう論理になるかと思えます。

○杉田委員長 今の小林委員がおっしゃった幾つかの点の中で、政府の学術への働きかけを一般的に否定しているかのような誤解がないようにという点は、例えば、「とりわけ軍事的安全保障研究では」というふうに、「とりわけ」という言葉はその2行前にあるので……「特に」にしますか。「特に」とか、そういう限定を付けるというのも一つの考えですか。

今のところで。安浦先生。

○安浦委員 今、小林委員から出た、その自主性・自律性というポイントが、学術の健全な発展のための一つの担保されるべきものという話、これは確かなんですけど、もう一つ、この会の中の議論、特に報告の中でも4ではっきり公開性ということをやっているのですが、こちらの声明の中に、その公開性ということが出ていないんですね。表には。

○杉田委員長 その後、秘密性の保持というふうに書いてある……

○安浦委員 いえいえ、それでは私は足りなくて、やはりその研究の自主性、自律性が担保されなければならないと言った後ぐらいに、更に、研究成果の公開性は学術の健全な発展における最も重要な要件の一つであり、科学者がその成果の公表に関していかなる制約も受けない社会を構築するための社会制度の検討が必要である、というような趣旨が入った方が、これによってもう一つ、私が何回か報告させていただいた安全保障貿易管理とか、そういう法体系におけるミスマッチによって、例えば科研でやっている研究だからといっても安心して研究できない状況が一方である。あるいは留学生に対して自由に教えていいのかが判断できない状況があるという問題に対しても、ちゃんと社会全体で考えてほしいというメッセージが、もう少し入ってくるんじゃないかと思うので、できればそういう趣旨を、その自主性・自律性と公開性というのを二つの柱にして、入れていただくのがいいのではないかというふうに思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。今のような、そうしますと、研究の公開性も、学術の健全な発展にとって極めて重要な条件であるというのが最低の文言になりますかね。

大西委員。

○大西委員 今の御意見に……

○杉田委員長 安浦先生の御意見ですか。

○大西委員 公開性については賛成です。それはそれとして、意見を述べたいのは、ちょっと途中聞き漏らしたところが、中座しましたので、接続しにくいかもしれませんが、3段落目です。この段落、3段落目、「防衛装備庁の」から始まる5行の文章ですけれども、これは報告の方の2-⑥と、それから一番最後の6-③をくっつけた格好になっているかと思いますが、構造的にはですね。そのことによって、やはり少し無理が出ているというふうに思います。

まず、2-⑥の方の文章をもとにしているのが、3行目の「著しく、」というところまでなんですけれども、ここについては重要な点は、これは制度について、制度に立ち入って改善を求めるということも必要だろうという観点から考えると、それは公開性について学術会議の議論が一定の制度の改正につながったということも踏まえてですが、この2行目に書いてある「外部の専門家でなく職員が研究中の進捗管理を行う」という、現状こういうふうになっています。これについて、むしろ専門家が管理をすることによって科学性を高めるとか、客観性を高めることが必要だという議論は、この中でも出たと思うんですね。そういうことからすると、この前半の3行については、そのことが浮かび上がるようにすべきであるということで、私はあえて原文というのか、報告を重んずれば、報告6の文章、「政府による研究への介入の度

合いが大きい。」というのも、ここに一文、最後のところを「介入が著しく、」ではなくて、「介入の度合いが大きい」というところで「。」を打つと。

もう一つだけ、これは報告の方にはないですが、この段落の1行目の終わりの方、「将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って」というのは、確かにそういった記述がありますが、基礎研究を対象としているということも事実なので、ここに「基礎研究を対象とするとしつつも、」というような表現を入れてはどうかということでもあります。

後段の方ですが、ここについては、「学術の健全な発展という見地から」、この最後の③に書いてある、この、これそのものでもいいと思いますけれども、民生的な分野の研究資金の一層の充実が必要であるということ望むということを入れると。一つの案は、この一番最後の6-③の文章そのものをここにくっつけるというのが一つの案です。

もし、この原文、今、声明として書かれている原文を生かせば、「学術の健全な発展という見地から必要なのは、科学者の自主性・自律性が尊重される民生分野の研究の一層の充実である」というような文章を入れると。これはこれで独立して一つの主張になるというふうに思います。

以上です。

○杉田委員長 ありがとうございます。

今のは防衛装備庁に対してやさしい提言にしようということで、分かりました。

では、小松先生、どうぞ。

○大西委員 やさしいかどうかは分からない。

○小松幹事 第1段目のこの50年、67年の声明なのですが、この「継承」と「堅持」の、違いが私はよく分からないんですけどね。やっぱり明確に説明をお願いしたいなと思います。

それから、もう一つは、「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し」と入れているから、この継承するのは飽くまでも大学に対してなんだという、たしか御説明だったと思うのですが、この文章からだけだと、そこまで読み取れないんですね。確認はしたと。だけれど、上の二つの声明は継承するよと。「継承する」というのは受け継ぐということですから、「堅持」と何が違うんだという気はするんですが。

○杉田委員長 そのところは先ほど二度ほど御説明したことではあるんですけども。50年声明も簡潔な声明であり、その内容については実は様々な解釈が可能になる可能性があるということでございます。

これを「堅持」というふうに言っただけでは、実は、繰り返しになります、戦争というのは侵略戦争という意味だという、そういう理解は社会には結構あり、これは国際法学者もそういうふうに言っているわけです。そういう前提の上に、侵略戦争を目的とする科学の研究は行わないというのが50年声明だというふうに言ってしまうと、これは実はかなり広範に、ほとんどの自衛というものを掲げる軍事研究——ほとんどの軍事研究はそうだと思いますが——、それは包括的に認められるというふうな、そういう趣旨になってしまう可能性さえ持っている。

そういう中で、私どもは、ただ「堅持」と言うのではなくて、過去の声明の趣旨を、特にここでは先ほど申し上げた憲法23条の学問の自由との関係で、学術の健全な発展に対する軍事的安全保障研究の影響、悪影響もあり得るということで、それについて私たちは検討し、その観点でこの声明を出しているという、そういう継承の仕方なので。

ですから、単に同じことを繰り返しているということではありません。ただ、50年声明自体はもちろんそこにあるということでございます。ただ、同じことを繰り返すのであれば何も言わなくていいわけなのですが、同じことを言っているわけではないと。かといって、じゃあ、それは変質させているというふうに批判する方も多分出てくるとは思いますけれども、私はそういう趣旨ではなく、今日の状況において軍事研究ないし軍事的安全保障研究が大学等で拡大していった場合に、生じる悪影響というものを検討しました。それが、その先ほどの緊張関係ということを中心です。

そういう中で、じゃあどうやって具体的にそのことを抑制していくのか、悪影響を抑制していくのか。そのための方向性について考えましたというのが、この声明の後半になっているわけでございます。

ですから、継承というのは、単に同じことをオウムのように言っているということではない。その意味では、全くの反復ではございませんが、あえて発展というふうに先ほどちょっと言いましたが、ちょっとそれはおこがましいかもしれませんが、発展とまでは言えないまでも、現在の段階の中で、現在の状況の中で、その趣旨を生かしながら、新たな論点を付け加えたと。あるいは50年声明の中に既にあった、この戦争動員に対する危惧という学術の動員に対する危惧という点を、ここに浮き彫りにしましたと、そういうふうな趣旨であります。

○佐藤幹事 「堅持」ということについてですが、1月ですから第8回でしょうか、その時点までは私は、この委員会は「堅持」ということで大方コンセンサスがとれているのではないかと感じていました。小松先生のように一貫して批判的な御議論があるのは承知していますが、

例えば大西委員も「堅持」すると言い、それから、第8回のときに山極委員も次のようにおっしゃっています。「これはほとんどの委員が合意していると思うけれども、声明を堅持すべき」と。

ところが、第8回の最後に、「堅持する」ことで、この委員会は大方合意がとれているかを確認させていただいたときに、実は少なからぬ方から、「堅持する」とは言っていないと、このようなお話を頂戴しました。

私はそのときに思ったのですけれども、まだ議論が足りない。つまり、堅持しないとか、あるいは否定するというのではなくて、「堅持する」ということの意味をもう少し議論する必要があるのではないかと、そのような受け止め方をいたしました。

それが正に今日の声明にあることでありまして、軍事的な安全保障研究が学術の健全な発展にとってどのような意味を持つのかということ、改めてその後、議論を続けてまいりました。そのような意味で、「継承する」。つまり、「堅持する」ということについて無議論的にこの用語を使うのではなく、学問の自由、あるいは学術の健全な発展との関係を十分に議論した上で、本日、「継承」という言葉が選択されている。

したがって、第8回の委員会のときに、堅持するとは言っていないとおっしゃった委員の先生方も、この「継承」ということについて、同意をしていただけるのではないかと、このような印象を持っております。

○杉田委員長 今の点、もし、「継承」問題につきまして、ありますでしょうか。

小林委員。

○小林委員 私もあのとき、堅持とは言っていないというふうに申し上げた人間ですから、今日の説明で、私は基本的にこの方向で結構かと思えます。

ただ、この記述だけではなかなか読み取れないので。つまり、戦争という言葉が未定義になっていて、不戦条約で侵略戦争の意味以外には戦争を使わないというふうな背景知識があったときに初めて歯止めがなくなるような議論になるという論理が出てくるのですが、それはここには全く読み取れないですね、普通の人には。

ですから、そこを書くというのは非常に難しいと思いますから、やはり、その動員というスタイルによって研究に対して悪影響を与えるという、その部分が一番の肝であろうと。

そして、結局この声明で言っていることというのは、科学研究の本質というのは、公開性と自主・自律による科学者の自由な発想による研究というのが一つ。もう一つは、適切な形で管理された政策による研究目的の設定によって社会に貢献するような研究をすること。

この二つは両方とも大事だけれども、軍事に関係すると非常にこれは研究そのものにとって弊害が大きく、そして、とりわけ大学にとっては弊害が大きいという、こういう論理だというふうに理解しますので、その場合にはやはり、この「堅持」という言葉ではなくて、「継承」をするときに、どの部分を継承しているかということは、その前の行の方が分かりやすいかもしれません。つまり、協力への反省と、それから、への懸念とか、あるいは研究環境への影響というものを懸念するというのが、50年の声明の中に含まれていたと。その部分を継承しているのだということが分かるように書いた方がいいかというふうに思います。

○杉田委員長 今言われた点について、この声明をまとめよう、まとめようとして申し訳ないのですが、短く入れるとすれば、「上記二つの声明における反省と懸念を継承する」、そこまで言っていていいですか。

○山極委員 ちょっといいですか。

○小林委員 もうちょっと、もうちょっと書きたいですね。

○杉田委員長 今の点ですか。山極委員。

○山極委員 今の点で。そもそも、この委員会は、軍事的安全保障研究についての話なんですけど、そもそも、防衛装備庁の研究制度が発端です。ですから、そのことについてかなり議論を進めてきたわけで、いわゆる自衛隊の問題だとか憲法の問題とかは議論していないわけですね。それは小松委員がおっしゃったとおりです。

ですから、ここで、その上記二つの声明を継承し、何とかについてというふうに特定した方がいいんじゃないかなという気がするのですが。声明を継承することがこの、こういう今回我々が出そうとする声明の目的なのか、声明を継承し、今、我々が面している軍事的安全保障制度に対する意見を述べるのか。その点の焦点をはっきりさせた方がいいのではないかなという気がするんですけども。

○杉田委員長 今おっしゃった点は、実は私も大分この間悩んだ点で、ある時期の私の案は、これ順番が逆になっているんですね。つまり、上記二つの声明を継承し、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認する。その方がいいかなと思ったこともあるのですが、今、山極先生がおっしゃったことからすると、その方がいいということになるのですが。

まあ、実はかなり言っている内容が変わってきますので、少し考える必要があると思います。

○山極委員 いや、つまり……まあいいですけど。

この、日本学術会議の主体という問題と、この声明を誰に向かって発するかという問題がか

かわってくるんですけど、先ほどその大西委員がおっしゃった、3段目の防衛装備庁についての研究推進制度についての疑問、問題点というのを指摘したと。これは、逆に言えば、その問題点を解消すればオーケーですよという提案になりかねないわけですよ。この部分が非常にぼやとした話になっているわけです。そこが私は非常に気になるのですが。

その第4段落で、私がさっき申し上げたように、この研究者コミュニティや大学に、この問題の今後の討論と、その技術・倫理についての検討委員会なるものの設置を提案しているという。この部分が非常に曖昧な形で残されているというのが、ちょっと気になる場所なんです。

○杉田委員長 今、山極委員がおっしゃった点も、いろいろ悩むところでございますが、これは防衛装備庁の制度については、今、山極委員がおっしゃっている趣旨は、例えば応募は望ましくないとか、そういうふうに行けば大学としては迷わないということだと思っておりますが、他方では、大西委員が先ほどおっしゃったのは、例えば外部専門家にすればオーケーだと、そういうふうに行うべきだという、全く逆のことをおっしゃっているわけでございますが、私の今回の提案は、その両方とも、まとまらないだろうということでやむを得ず、「問題が多い」ということになっているわけでございます。

「問題が多い」と言えば、大学も問題が多いんだなということで、しかし問題は多いけれどもうちはどうしてもやりますという大学までは面倒見られませんということでございます。

○大西委員 よろしいでしょうか。

○杉田委員長 大西委員、どうぞ。

○大西委員 いいですか。今、それぞれの大学で検討して、この間、共同通信が大学へのアンケートを行って、その結果が出されましたけれども、例えば私たちの大学でも制度、ここに言っている制度について検討しています。それは切り売りして、これがよければいいということではなくて、むしろ包括的な、ここの趣旨に書いてある、戦争を目的とした研究を行わないということが一番大きな柱にあるわけですが、具体的な制度のチェックリストというのがやはり必要だということで、先ほどは、その研究進捗管理について言いましたけれども、一番大きいのは研究目的だと思います。それから、公開性も重要な点だと思うんですね。

ですから、研究制度の中身について、ここでは、ばらばらに分かれて書かれていると思うのですが、今から大きく変えるというのは、原文になっている中間まとめがそういうふうになっていないので、大きく変えるというのは適当ではないかもしれませんが、項目としては幾つかの項目が制度の信頼性なり評価にかかわっているというふうに思います。

だから、一つ一つが切り売りされているわけではないというふうに思います。

○杉田委員長 ちょっとその、先生の「切り売り」という表現が分かりづらいのですが、どうということをおっしゃっているのでしょうか。

○大西委員 例えば上の、さっき指摘したのは進捗管理を行うということについて批判しているので、じゃあ例えばここが外部の科学者が進捗管理を行う制度になっていればいいのかということですが、それはそれで一つ前進だと思います。

それから、公開についても、公開がほぼ無条件に認めるという文章に変わったというのが、一つのポイントだと思います。

それから、研究目的をどう書くのかということは、根幹にかかわる大きな問題です。それから、この文章にはありませんけれども、留学生を含むいろいろな人が望めば参加できると、排除しないということも一つだと思います。

そういうのが研究制度にかかわる要件ということになるのではないかと思います。

その幾つかはここに、別な場所に書かれているというふうに理解しますが、例えば留学生の問題等については書かれていないと。先ほど安浦委員が指摘した、公開性については、是非入れるべきだと私も思っています。

○杉田委員長 はい、公開性については是非入れる方向で、今の委員のお話というのは、主には大学等が審査する際の着眼点のようなものをまとめて書きこめれば、その方がいいという、そういう御趣旨ですね。

○大西委員 それが一番、プラグマティックには有効性があると思います。そのことが技術的・倫理的に審査する制度という、この中身ということになると思います。

○杉田委員長 今の点。じゃあ、井野瀬委員、お願いします。

○井野瀬委員 そのようなプラグマティックな云々（うんぬん）ということは、我々の議論の中で決めていくという方向にはなっていなかったように、私自身は思います。

防衛装備庁の制度については、批判ということ、じゃあ変われば、それはいいんだというような議論も、特に私は記憶してありません。

この委員会が、もっと言えば学会が、結局、何を言うべきか、あるいは何が学会だったと言えるのか。ここが、すべきことは一体何なのかというふうに考えたら、先ほど安浦先生がおっしゃったように思いますが、これまで全く考えていなかった、あるいは大学もそういうことを考えてこなかった、いろいろな組織が、そこに考える手がかりになることを言っていく。恐らくそれができるのは、学会しかないから、ここでそういう議論をしているんだというふうに私は思っています。

ですから、その細かい点の云々（うんぬん）ということは、我々の間でもしもそれを議論して、そこを声明に出さなければいけないということが冒頭から決まっていれば、このような短期間での議論はいたしません。そうではなく、今まで考えなかったことを学会が考えた、なぜ学会が考えたかは単純です。日本で学術の軍事化ということがいろいろなレベルで進んでいる中で、二つの声明という歴史的な重み、これを持っているのは、もはや学会しかないのであるからです。

ですから、そこをてこにして何か物が言える、考える手がかりを与えていく。それが私は、委員長がまとめられた、ここに生かされているというふうに、私自身は考えます。学会が全てのメルクマールになれるとは思いません。

今後、学会が国民と、そして科学者コミュニティと、様々なレベルで議論を始めなければいけない、それも学会の使命であり、それがなければ学会の意味はない。それが最後の文章に書かれているというふうに、私自身は思っています。

○杉田委員長 関連ですか。小森田委員、お願いします。

○小森田委員 個々の文言の修正は可能であり、できれば構わないと思うんですけど、全体の文章の論理に関する限りは、私はよくできていると理解し、読みました。

つまり、第1番目の段落で、「継承」の意味合いについて議論はありましたけれども、二つの声明に対する学会の態度をとにかく表現したということになります。

2番目のパラグラフでは、具体的な制度のことではなく、具体的な国のことでもなくて、ここで言うところの軍事的安全保障研究についての基本的な態度——「懸念がある」という表現になっているわけですが——について言っています。ですから、これは今後、防衛装備庁の制度が変わるかもしれないし、また新しい制度が出てくるかもしれないけれども、どういふものであっても一応、ここで書かれたことを判断材料として判断すると考えるという意味で、より上位の指摘をしていると思うんですね。

第3パラグラフで、その上で、具体的な防衛装備庁の制度について述べています。ここは確かに曖昧ではないかという意見があることは承知していますし、私も、より明確な、この制度については踏み込んだ意見で一致できるのであれば、それが望ましいと思いますけれども、しかし、少なくとも学会の態度は曖昧だとは言えないんじゃないかと思います。「問題が多い」と言っているんですね。どういう問題があるかについては、中間まとめ等々でいろいろ論じています。

ですから、「問題が多い」と言っているのは、先ほど土井委員からあった緊張関係という言葉

葉ですけれど、緊張関係というのは、だからいけないというふうにすぐ言うんじゃないくて、自分は社会の安全のためにやりたいと思っている人でも、もしかしたらそうでない目的に使われるかもしれないということを考えてください、考えましょうと。緊張関係を持って考えましょうということを言っている表現だと思うんですよね。ですから、「問題が多い」と言っていることは、そういう意味であって、メッセージはそれなりに明確じゃないかというふうに思います。

その上で、大学で具体的には考えるということがその次に出てくるわけです。ですから、学術会議の役割、大学の役割、個々の研究者の役割、科学者コミュニティの役割というのはそれぞれあって、学術会議の回答に100%の答えを求めるのは、実は逆の意味で言うと適切ではないかもしれないですね。

もし学術会議が、例えば自衛目的であればよいという意見を出したとして、それが各大学で判断するときそのまま自動的に判断基準になるのでしょうか。恐らくそれは各大学で、その学術会議の言っていることを吟味して、納得できればそれに従うけれども、納得できなければ従わない。その場合にはもちろん、説明する責任は生まれると思いますけれども、自動的にオーケーだったり駄目だったりするという性格のものじゃないと思うんです。そういう問題提起を学術会議はするんだという意味では、かなり明確なメッセージが出されているんじゃないかというふうに私は思います。

個々の修正については、冒頭言いましたように、あり得なくはないと思いますけれども、基本的に論理はそういうふうになっていると思うので、骨格は是非生かして、今言った点が曖昧になるような形の修正は避けた方がいいんじゃないかというふうに思います。

○杉田委員長 山極委員、お願いします。

山極委員。すみません、その後、大西委員で。

○山極委員 今の御意見を聞いて、それから、井野瀬委員の意見を聞いて、分かりました。

「継承」ということに、やっぱり第1段落は意味があるということですね。

だとしたら、この「われわれは」の前に、一文だけ入れてほしいなという気がするんです。つまり、唐突に来るから、軍事的安全保障研究と、その大学等の研究機関の緊張関係というのがですね。そこに例えば第3段落目の「防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度が発足し」というようなところ。つまり、正にこの委員会が設立された経緯がそこですから、そういったことを踏まえ検討した結果というふうなところをちょっと入れないと、その「継承する」という意味が不明確になる気がするんです。これ、わざわざ何で継承するのと。そこに3段落目に防

衛装備庁が出てきて、そういう問題があるんだなというのは分かるんですけども、ちょっとそのつながりがよく見えない。見る方にとったらですね。そこをちょっと入れていただければ、その「継承」というものに意味があることが分かるような気がするんですけど、どうでしょうか。

○杉田委員長 今の御指摘は、恐らくこの委員会の設立趣意書と言いますか、その当初からある点で、要するに、近年その学術と軍事との関係が……何でしょう、深まりでしたっけ、というふうな、その、そういう文言を入れた方がいいということですか。

○山極委員 そうですね、ええ。

○杉田委員長 はい。学術と軍事との関係が深まったとの指摘があり等のことを今、山極委員がそうで……。

では、大西委員どうぞ。

○大西委員 ちょっとさっきの議論に少し戻りますが、下から二つ目の段落です。確かに、読んでいて非常にプラグマティックな、「技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」って、下から二つ目の段落の下から2行目。こんな議論だったかなと思ったのですが、もとの報告の方では、これは5-③で扱われています。5-③には、最後の3行目の後半からですが、「その適切性について目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度」というふうになっているわけです。

この前の「目的・方法・応用」、つまり、どういう目的で、どういう方法で、しかもそれがどういうふうに応用されるのかというのが妥当なのかどうかという、これは極めて重要な用語の群だと思うので、是非このところは省略しないで入れるべきだというふうに思います。

それで、全体の構成については、私もおおむね流れは妥当な流れというか、賛成できる流れだと思います。特に大学を対象にこの声明を発しているという観点からすると、大学の現状は御承知のように、そもそもこの制度に応募しないということをおおむね決めている大学から、物によるということで、制度、提案内容によるという観点から考えているところもある。あるいは、制度のどこかに非常に大きな疑問を持って応募しないということを今決めているところもある。いろいろな選択肢が、選択の結果があらわれていると思うんですね。

学術会議の声明は、ある意味で基本を述べながらも、いろいろな選択肢で検討している大学等に対して、それなりのメッセージをやはり伝える必要があるというふうに思います。提案内容によって判断しようというところについては、その提案内容をどういうふうに判断すればいいのかということの手がかりを与えるということも、この声明なり報告の役割だと思うので、

その観点から先ほど言った、「その適切性を目的・方法・応用の妥当性の観点から」という、報告にある文章というのが、是非ここに入れるべきではないかというふうに思います。

○杉田委員長 はい。その点は私も異論ありません。

では、花木委員、お願いします。

○花木委員 すみません、第1パラグラフと最後のパラグラフと、ちょっとコメントを差し上げたいと思います。

最初の「継承」という言葉ですけれども、従来、「継承」という言葉はこの委員会で出てきていなかったわけですが、改めて見ると、「継承」という言葉の方がふさわしいんじゃないかと私は思っています。

というのは、「堅持」と言うと、周辺の状況が昔と今とでは相当違ふと。それから、防衛装備庁の研究費が出てきたという状況もあるということを見ると、その本質的なところは継承する。

更に、その「継承」の中身を詳しく書くかどうかということについて、ちょっとコメントいたしたいと思います。杉田委員長がおっしゃったような意味の「継承」の、かなり深いインプリケーション、含意を書こうとすると、今度はまた様々な異なった意見も出てくると思うんですね。そういう意味で、それについてはこれまで議論されていないということもありますので、ここはさっと「継承」と書いて、その「継承」という言葉でそれぞれ皆さんおおよそ理解できるだろうということで、このままの形がいいんじゃないかと思っています。

それから、最後のパラグラフにつきましては、「科学者コミュニティ全体が考えて続けて行かなければいけない」というのは、これは学術会議として非常に大きいメッセージであると思っています。その科学者コミュニティに全部投げるというのではなくて、逆にコミュニティが学術会議に投げるというのはふさわしくない。それぞれが必ず考えろと、考えてくださいということを出すのは、意味があるメッセージだというふうに思っております。

以上でございます。

○杉田委員長 ありがとうございます。

では、安浦委員、どうぞ。

○安浦委員 報告の方の議論も入れていいんですか。

ちょっと報告の方で一つ違和感があるのが、報告の4-③でございます。この産学共同の形だといいかい、この論理を入れてしまうと、話がちょっとよそに飛ぶので、私はこの③は消してしまってもいいんじゃないかというふうに思います。

この会議で2回ほど申し上げましたけれど、実際に国際産学連携で、その産学連携の皮をかぶって、他国の、外国の軍事機関が軍事的な研究に使える、その目的で研究依頼をしてくる。しかし、それは見えない形なので、いかにも民生だよという皮をかぶっているけれど、一皮はげば実は軍事であったということが私も経験しておりますので、この③のことはあえてここで言う必要がないんじゃないかというふうに思います。

○杉田委員長 今の点は、確かに、産学共同との関係というのは、これは池内先生の御報告等でも言及があったので、議論は大分いたしましたけれども、他方で今、安浦委員がおっしゃるように、私どもが今、名宛人としている部分との関係で言うと、かえってミスリーディングな部分もあるとは思いますが。

ほかの方、いかがでしょうか。今のを削除ということに特に御異議なければ、これは削除させていただきます。4-③は削除と。

(異議なし)

○杉田委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

○佐藤幹事 先ほどの防衛装備庁の制度が問題が多いとするか、あるいは改善の要求をしていくかという点ですが、この文書の名宛人は防衛装備庁ではなくて、大学等の研究機関ということになります。したがって、この制度をどのようにすべきかではなくて、この制度を現在の状況で、この委員会はどのように評価しているかということに記載すべきであろうと。したがって、私は原案どおり「問題が多い」ということでよろしいのではないかと思います。

その上でですが、この声明は大学等の研究機関にいろいろな要請をしています。例えば軍事的安全保障研究の適切性を審査する制度を設けるべきであるという要請もしており、この要請にどのように応えるのかは、各大学、研究機関の自律的な判断ではあるかと思いますが。

ところで、その軍事的安全保障研究の適切性をどのように評価するかは、個別の研究の内容について個別具体的に審査をするという、そういう制度もあれば、もう少し類型的・制度的に判断をする、個別の研究について判断する手続と別に、あるいはそれにかえて、ある種の制度については学術の健全な発展との関係で問題が大きいとして、それについての応募を認めない、こういう判断も当然あり得ようかと思いますが。

そのことについて、学術会議としてのメッセージを発する。学術会議として、少なくとも現在の制度では問題が大きいということを確認することには重要な意味があり、それは学術会議の重要な貢献、あるいは役割なのではないかと思いますが。

以上です。

○杉田委員長 今の点は。

大西委員、どうぞ。

○大西委員 よろしいですか。今の点ですが恐らく、我々の大学、今、大学から参加していますけれども、この制度に所属研究者が取り組んでいる、この中では唯一の例ではないかと思えます。

その実績からすると、事実は、少なくとも介入はないわけですね。具体的に何が行われているかという、年に1回、年度末に先方から来て、研究の1年間の進捗についてヒアリングをするということが実際行われています。特に注文はないと、研究計画にのっとって研究を進めていることで、意見交換をして終わるということなんですね。

ですから、現実がそうではありますが、しかし、制度の進捗管理の担当者が、防衛装備庁の職員なり研究所の職員であることは間違いないので、懸念があるというのはそのとおりだと思いますね。

だから、私としてはその点は明記をして、制度の不備というか、問題点をきちんと指摘するというのには意味があるというふうに思って、さっきそのように言ったわけです。

○杉田委員長 それで、今、大西委員が御自分の大学の例を出されたので、この際むしろ伺いたい点は、研究者の方がテレビ番組等で出演されて、この大学の研究費が非常に少ないんだということを訴えられて、数万円とおっしゃっていたか、ちょっと今記憶が定かじゃないのですが、とても研究ができない。そういう中で今回、防衛省の方から委託研究を頂いたんだと。

しかし、ご自分としては、例えばほかの形で研究費が得られれば、特別に防衛装備庁の研究費をもらいたくはなかったというふうな、概略そういうふうなことをテレビでおっしゃっていたのですが、これはいろいろな、もらっている方によって御意見が違うところかもしれませんが、一般的に今回応募されているような方々は、特に防衛省の制度でなければ研究できないとか、つまり、いわゆる軍事的な何らかの知見等との関係で自分は研究する必要があるとか、そういう方ではなくて、要するにほかの研究費が、民生的な分野での研究費があれば、それでいいという方が多いように、一般的に報道されております。

私どもも、そこをヒアリングできればなおよかったのですが、一般的なこととしてそういうふうに言われておりますが、そういう中で言えば、必ずしも、この制度を維持しなくても、先生の大学で研究されているような方々は、例えば運営費交付金をもっと増額されたり、科研費等が充実すれば、そういう従来型の研究制度の中で十分に研究が発展させられるのではないかという、そういうふうに思うわけなのですが、このあたり、先生はどういうふうにお考えでし

ようか。

○大西委員 なかなか、もしそういうふうになったときにどうするかというのは、将来というか、仮定の話なので分かりにくい点もあります。

ちょっとだけ実態を説明すると、この、私どもで今これに参加している研究者は、やや特殊な立場にいます。というのは、普通は大学の中で研究グループができていますが、センターに所属していて、そういうグループに入っていない。大学の職位が助教なので、規定により研究費の支給というのは運営費交付金からの研究費の支給というのは、20万円までです。うち、我々の大学では教授が90万円、準教授・講師が60万円で、助教が20万円というのが一律の支給基準です。

通常がそれがチームをつくっているので、例えば教授と助教がチームをつくっていれば、2人合わせて110万円ということになります。多くを助教が使うということになるので、それなりの研究費を助教は校費、運営費交付金として持っている。ただ、この方の場合には、その上がいないということで、実はそういう境遇に置かれている助教は1人なんですね。正に例外的な存在ではあります。そういう事情の中にあるということがあります。

我々の大学の中で、この方がこの制度から受けている研究費、これは300万円から400万円ですけれども、外部資金の中の0.3%程度です。十数億円ある外部資金の中の300万から400万ということですよ。

したがって、大学全体として見れば、この研究費がなくても、防衛装備庁からの研究費がなくても、まあ研究費の総額の大勢は変わりません。ただ、もちろん当該研究者にとっては貴重な研究費であることは間違いないと、そういう状況にあるということです。

じゃあ、仮にこの研究者が科研費に当たって、同じような研究をすれば、これに応募しなかったかといえ、多分そうだろうと思いますが、そういうことが起こっていないので、分かりません。

○杉田委員長 今おっしゃったことからしても、日本の従来、民生的な資金を中心として、もちろんそれは徹底していたかといえ、もちろん徹底していない部分があったわけなのですが、民生的な研究資金を中心として行われてきた研究を、例えばアメリカのようにするというのはかなり大きさにしても、研究費に占める軍事的分野の、軍事的安全保障分野の研究資金を増やしていかなければならない積極的な理由があるのかという、比率的に増やしていかなければ積極的な理由があるのかといえ、この委員会の議論の中でも、特になかったわけでございます。

つまり、現状としては、おおむね国立大学の運営費交付金等を削ったぐらいの額を防衛装備

庁に回しているという、要するにどちらの名目で研究資金を出すのかという、付けかえのようにも見る方もいる状況でございます。

そういう中で、私どものメッセージとしては、今後、従来民生研究資金で行ってきたものを、そこに軍事的な研究資金を導入し、導入されているわけですが、これを更に拡大していくことに何らかのメリットはあるのか。そういうふうにしないと民生的な研究では駄目だと、軍事的な安全保障研究の名目で基礎研究を行った方が基礎研究もうまくいくんだというふうな、そういう論理というのは、どなたからも示されておられません。

単に、そういうふうに研究費が増えていけば、当然それを受け取る方も出てくる。そして、アメリカのようにおよそ半分が軍事関係の、防衛関係の資金だということになれば当然、研究費を受ける方の半分ぐらいもそこから受け取りますし、当然、研究成果の半分ぐらいも軍事的になる。したがって軍事的な研究の成果もたくさんありますよと、それはもちろん資金がたくさんあるんですから、研究成果もたくさんあるということございまして、そういうふうな形で軍事的な安全保障研究分野に研究資金の比率をシフトしていくことの積極的効果というのは確認できなかったというのがこの委員会の審議だと。

そういう中で、このような趨勢（すうせい）ですよね。これ、今の現状に対する評価ということももちろん大切ですが、先ほども言及いたしました、井野瀬さんは先ほど研究の、学術の軍事化というふうな表現をされたかと思うんですが、総合科学技術イノベーション会議等、ほかの省庁も含めて今後様々な名目で、従来とは異なる形で軍事的な色彩を持った研究資金を、比率を増やしていくべきだという考えも政府の中にはあると考えられますが、そういうものに対して私どもはどういうふうに考えていくのか。

この声明は、具体的にはそこまで言及しておりませんが、そこまで言及すべきだという意見が強ければ、例えばC S T I等についても言及した方がいいという御意見が強ければそうしたいと思いますが、とりあえずここでは現状、既に成立している制度を例にとる形で、そのようなシフトというものに対してネガティブな意見を述べているという、そういうことかと思えます。

それでは、今の点、ございますか。

○大西委員 今の点、重要な論点だと思います。それで私は、これは持論になりますけれども、基礎研究、この研究テーマ、制度は基礎研究なので、基礎研究で防衛装備庁が予算を拡大していく必要がないのではないかと考えています。つまり、基礎研究の段階であれば、ほかの制度で日本はかなりカバーできる。あるいは世界からもいろいろな論文が公開されているわけです。

から、必要に応じてそれを参考にして、次のステップ、応用的な研究に防衛装備庁は向かえばいいというのが私の考えです。

実際に、大学がやるかどうかは、大学は実際には余りやっていないということでもありますけれども、防衛装備庁が持っている研究費というのは1,500億円ぐらいあって、これは日本の科学技術予算の3%から4%ぐらいはあるわけですね。だから、そういう、それはむしろ応用研究ですので、そこを防衛装備庁は担当することが適当なのではないかというふうに思っています。

そういう意味でも、その基礎研究という枠で大学に提示されている研究制度については、やはり基礎研究としてのきちんとした枠組み、条件というのを満たしているということが必要なんだろうと。出てきている条件というのは、やっぱりそういう条件が公開性だとか、あるいは秘密を持たないとかいうのは、そういう条件が当然含まれて……に関係してくるわけです。

その意味では、そういう条件がたくさん課せば、直接的な応用性というのは防衛装備庁にとって少なくなるということであるので、やはりそういうことについてきちんと書いていくというのも、私は声明の中で必要なことだということで、先ほどから申し上げているということです。

○杉田委員長 そうしますと、例えば防衛装備庁の制度は、基礎研究分野の発展には必ずしも寄与しないので、好ましくないというふうに書いてよろしいでしょうか。

○大西委員 私は、防衛装備庁の研究費が基礎研究の発展につながるというふうには思えません。

○杉田委員長 今の大西委員の新たな提案、声明に防衛装備庁の制度を……

○大西委員 いやいや、制度といっても、誘導尋問で……

○杉田委員長 誘導尋問。誘導尋問ではございますが、そのようにおっしゃいましたので、そのような提案に賛成の方が多いかどうか、確認させていただいてもよろしいですか。

○大西委員 個人的には、そういうことは既に了解しているということです。

○杉田委員長 今の点。じゃ、小森田委員。

○小森田委員 誘導尋問が出ましたが、私は実は大西委員と今日議論になるのであれば、是非、申し上げたいと思っていたことがあります。今言った点です。

大西委員と私との間では意見の違いもありますけれども、非常に注目したのは、「経済教室」の論文の中で、防衛装備庁の今の制度については効率的でも効果的でもない、民生部門を中心に発展させていくことが望ましいということを言われています。私はこれについては非

常に注目をし、私の考えに近いというふうに思いました。

フォーラムでは、それにとどまらず、「否定的」だという表現を使われました。問題が多い制度であるということをお認めになり、そして「否定的」だというふうに、つまり積極的にこれを維持していくに値するものではないというお考えであれば、例えば先ほどちょっと示唆されたように、この制度を改良していけば受入れ可能な余地が出てくるんじゃないかというニュアンスを与えるようなことは言う必要はない。問題がある制度として、むしろ、より否定的な方向で文言を強めることはあり得ても、少なくとも現状のような評価を維持すべきじゃないかと思うんですけども。

誘導尋問に便乗して、あえて言わせていただきました。

○大西委員 ちょっと、一言だけ、じゃあ付け加えます。私の考えは、私の立場は研究者というよりも研究管理者というか、研究機関の長なので、どういう研究ならば大学の中で許されるかという観点から考えています。基本的にはですね。

そういうことからすると、手を挙げた人がいる場合に、それを認めるかどうか判断しなきゃいけない。そういう立場の人もいるということだと思います。研究機関の長はそういうことだと思います。そのときの基準です。

ですから、これを奨励しようとは思っていないけれど、制度がある以上、手を挙げる人がいる可能性がある。そのときに、これを認めるのか、認めないかという判断をしなければいけない。その基準が何かということで、先ほど申し上げたということです。

制度全体については、正に経済教室で、かなり紙幅を抑えて書いたつもりですが、肯定的には思っていません。

○杉田委員長 今の大西委員のお話では、主にその大学の学長というお立場で、もらいたい人にはもらってもらおう……もらうことを妨害するのもかわいそうだという、そういうお話だったので。

○大西委員 妨害って……

○杉田委員長 日本学術会議として、今、この声明を考えておりますので、是非、日本学術会議の会長としてお考えいただきたいのですが、日本学術会議の会長としては、学術全体の、ここで言うところの健全なる発展ということが目的でございまして、それで個々の事例について、例えばもう、それはどんな制度でも、その制度というものに乗っかっている方は必ずいるわけですので、ある制度とのを縮小したり改廃すれば、当然、影響が及ぶ人がいるわけなのですが、にもかかわらず、そある制度は、例えば全体として余り望ましくないのであれば否定的な評価

をせざるを得ないということになるわけでございます。

先ほどからの議論の中で言えば、この制度については、個々の大学で研究費をもらっている方の立場はどうかという、あるいはそれを管理している方の立場はどうかということを離れて言えば、日本学術会議としてはマクロ的に見て、学術全体の発展にとって、かなりネガティブな評価をするということによろしいのではないかと思います。

先ほど学長としての立場のように思いましたので、改めて、その点についてお願いします。

○大西委員 学長としての立場と学術会議会長としての立場は大きく違うとは思っていません。つまり、学術会議というのが学術に関係する人を代表する機関だということになれば、制度が存在して、そこに応募する人が出てくる可能性が、現にあるわけです。そのときに、そのことについてどう考えるのかということ、これは機関としての立場だけではなくて、一科学者としてどう考えるべきなのか。あるいは科学者を擁する機関としてどう考えるべきなのかということについての見解を示すのが、学術会議の役割だというふうに思います。

ただ、前提条件として、制度が国会で予算が認められて制度が存在している以上、それに、手を挙げる人が出てくるという現実はあるわけで、そのことを踏まえたメッセージというのが要るということです。あたかも制度がないかのように議論するということではできないだろうということです。

○杉田委員長 いや、それはもちろんおっしゃるとおりなのですが、学術会議が例えば、地層処分の問題など、政府が決定している政策についてもいろいろと、その制度の改廃も含めて原子力問題等についていろいろ発言しているわけなので、仮に現在の、防衛装備庁の制度について、例えば発展的解消を含めてというふうなことを言っても、別におかしくはないですよ。

○大西委員 よろしいでしょうか。そういう主張は私も持っています。今おっしゃったような主張をですね。ただ、これは少し、恐らく議論が要るんだろうとは思いますがけれども、個人的には正に私見として書いたものの中には、今おっしゃったようなことも書いております。

○杉田委員長 じゃあ、安浦先生。

○安浦委員 今の視点ですが、非常に重要な問題であることは、私も認めますが、今回のこの声明の中に、この話少し踏み込み過ぎるのは、まだ時期尚早じゃないかと思うんですね。

宛名人を、この場合、もしこういう話を本気でやるのであれば、これは政府に対して科学技術予算を国全体としてどういうふうに配分すべきかで、基礎研究でやるのであれば、その部分は全部、例えば文科省なり、そういうところを通して出なさいというような、出してほしいと、そっちの方が学術にとって健全な発展につながるんですよという、そういうロジックを立

てた、それでやっぱり1年ぐらい議論して、一つ出ていく話だというふうに思います。

ここにそれを少しでも無理に入れようとする、これ、今、杉田委員長が非常に巧みに組み合わせられている、この積み木が、ちょっと壊れるおそれがあるんじゃないかという、そういう懸念を持ちます。

○杉田委員長 じゃ、大政委員お願いします。

○大政副委員長 私も同様な意見でございます。長い時間かけて報告の案をまとめてきたわけです。やはり声明は、それを要約したものがいいのではないかと。もちろん、新たな議論がここに出ていますので、それで十分皆さんの合意がとれば、それも報告に加えるということになりますので、先ほど言われたような問題は、もう少し議論が必要かなという感じがします。

○杉田委員長 ありがとうございます。

今の御議論を踏まえて、やはり、それではこの表現につきましては、原文のような形で「問題が多い」というぐらいにとどめておくのがよろしいかというふうに思われます。

○大西委員 ちょっと、今のはどこでしょうか。

○杉田委員長 今のは防衛装備庁の制度について。先ほど大西委員からちょっと違う御意見ありましたけれども、原文に関していうと、「介入が著しく、学術の健全な発展という見地から問題が多い」、これが原文でございます。

○大西委員 はい。

いや、だから報告書の原文に、むしろその学術の健全な発展という見地からは、民生分野の研究資金の充実が必要だというのが最後のまとめになっていると思うんですよね、報告の。だから、これはこれで一つまとめて、メッセージとして重要だと。

その前のところについては、私の意見は、外部専門家ではなく職員が研究中の進捗管理を行うという、この問題点をクローズアップして指摘するということが大事だというのが主張であって、これは区別して書いた方がいいということでもあります。

○杉田委員長 分かりました。

そうしますと、「学術の専門家ではなく職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と。これで切って、学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは科学者の云々（うんぬん）であると、こういうことですね。

○大西委員 はい、いいと思います。

○杉田委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかの件で。

では、小松委員お願いします。

○小松幹事 声明の2段目の2行目なのですが、「学術研究がとりわけ政府によって制約されたり動員されたりしがちである」という歴史的な経験を踏まえて」云々（うんぬん）というところがあります。

この段階では、特に軍事的研究に限定されているわけじゃないんですね。そうすると、この「しがちである」という表現は、これは何か政府性悪説みたいな感じがするんですね。

なぜかという、研究というのは、やりたい研究と、やらなきゃいけない研究があると思うんですよ。例えば、地球環境問題で適応策を議論するとき、これは環境省とか文科省がプロジェクト研究で全体的統合的というか、システムティックに研究を組織してやるわけですね。これはもう絶対必要で、研究者個人々の意思に任せていても絶対駄目です。こういうある目的を持った場合には、きちんと、どの分野が欠けているから、ここはやらしてもらわなければいけないみたいな感じで。

ですから、やっぱり、必要な研究って結構あるわけなんですね。それがあつのに、ここで「制約されたり動員されたりしがちである」というのは、ちょっと言い過ぎじゃないかという気がします。

○杉田委員長 その点は、例えば今の先生のおっしゃるようなことは、政府というよりは、科学者コミュニティ、例えば個別の、先生の分野であれば土木の研究者が、個々の研究者に委ねるということに限界があるというのは、先生のおっしゃること分かるんですけども、その学会とかそういう、学協会とかコミュニティとして、必要なものを発見し、あるいは日本学術会議においてもいろいろな形で今必要なことは何なのかというふうなことを議論し、SDGsとかそういうふうな指標もありますし、環境分野については花木先生中心にいろいろプロジェクトをやっておられますけれども、そういうふうなことで、必ずしも政府主導でなくてよろしいんじゃないかと思いますが。

○小松幹事 いや、実際はですね、例えば地球温暖化適応策の問題と云ったら、環境省、文科省の働きかけというのは非常に重要です。科学コミュニティだけじゃ不十分ですね。

○杉田委員長 今の点について、先生方、御意見いかがでしょうか。

小林委員。

○小林委員 これは先ほど私が申し上げたとおりで、科学技術政策というのは現実に存在していますし、そして、研究費の最大の出し手というのは政府であることは間違いありません。そういう意味では、政府が一定の方向に研究費を動員して政策誘導をかけるというのは、ごく普

通のことです。

ただ、問題なのはという形で、軍事の場面での誘導の問題が非常にまずいという論理にならなくてはですね、その科学技術政策一般がやってはいけないと、全部研究者によって決めろという議論にはならないだろうと思います。

そういう意味では、この第3段落のところで、公開とか職員の進捗管理の議論がありますが、何より問題なのは委託研究で、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募審査をしていると、これがこの制度の一番の特色なわけです。

こういうタイプの目的を持って公募審査をするというやり方は、委託研究ではいっぱいあります。JSTなんかは、いっぱいやっているわけです。それとこれとは何が違うかというところの論理が一番大事なポイントで、それを、科研費による研究とコントラストを付けてしまうと、全てが問題になってしまうという議論になるので、そうではないだろうという問題はあると思います。

○杉田委員長 例えば小林先生は、何かそこで、こうしたらどうかというのはありますか。

○小林委員 ですから、これは先ほども言いましたように、その真理の追及という形の自由・自主的な研究が一番大事であるというポイントはもちろんありますが、同時に社会の負託に応えるというときには、適切な政策的誘導はやはり必要なわけです。

問題は、この軍事に関係する……定義、何という言葉を使っていましたっけ、軍事的安全保障研究。これに関する誘導というものが、やはり研究の現場に影響を与えやすいんだと、だから問題だというふうなたてつけでないとですね、まずいと。

そして、大学等に限定するということから言うと、私はやっぱりこの、学生がいるという、教育機関という側面も含めて研究というものが公共財的であり、そして真理の追究をベースにし、社会の負託に応えるという観点から追及されるときに、軍事的安全保障研究というのは必ずしもそれにとってプラスとは考えないという議論になるんだだろうと思います。

○杉田委員長 これ、2段落目はいわゆる学問の自由、あるいはそれを制度的に保障するものとしての大学の自治等の、先ほど憲法23条ということを申し上げましたが、それをかなり前面に出すために書かれているわけなのですが。

そういう意味では小松先生がおっしゃる政府性悪説というのは、ある意味で学問の自由というのは政府性悪説に立った考え方でございますので、そこはそういうふうにならざるを得ないので。

ただ、一方で、今、小松先生と小林先生が言われているみたいに、政府の役割が全部否定的

だということにはなり得ないとすれば、ちょっと書き過ぎというのはおっしゃるとおりかもしれません。

としますと、例えば、学術研究においては、政府の積極的役割もあるが、ときとして政府によって制約されたり動員されたりすることもあると、そういうふうな……。

○小林委員 「歴史的経緯」と書いておられるわけですから、少なくともこれは50年のときに反省をした議論と同じ話になるわけですね。そういうことが起こりやすいテーマであるというのが軍事的安全保障研究だという言い方はできると思います。

○杉田委員長 政府の役割を両義的に書くということでは、小松先生は、そこはどうでしょうか。ちょっと足りないですか。

○小松幹事 「しがちである」というところをやめて、「されたりすることもある」。

○杉田委員長 分かりました。はい。そうですね。

○岡委員 ちょっと関連して。

○杉田委員長 では、岡先生、お願いします。

○岡委員 ちょっと戻る感じがすけれど、最初に言われたその「継承」という言葉に関連して、やはりなかなか素人には理解しにくい言葉で、委員長の説明ではやっぱり、その憲法23条が重要だということなので、「学問の自由」という言葉をはっきりどこかに入れていただいたらどうでしょうか。

例えば、その1段落目の「軍事的安全保障研究が学問の自由に基づく学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認し」とかいう、ここに入れるのがいいかなと思ったんですけど。結局それが研究の自主性・自律性というところにつながっていくんだと思います。

○杉田委員長 そうですね、それは非常に、おっしゃるとおりだと思います。

ほかはいかがでしょうか。

では、安浦委員、お願いします。

○安浦委員 今の絡んで、今度、報告の側（がわ）では、その2のところの、2-①に、今の部分を書いてあるわけですけど、これは2の表題が「学問の自由と軍事的安全保障研究」というふうに書かれているので、もう軍事的安全保障研究の話だということがあるから、このままでもいいのかもしれないですけど、この2-①だけ読んでしまうと、やはり、こちらの方も同じような、全ての政策的誘導による研究資金ということに対して、性悪説に立っているなというふうにとられかねない気がいたします。

○杉田委員長 分かりました。そうしますと、これもやはり、「されることがある」というふ

うに、少し表現を緩めることにいたします。

○小林委員 2-④のところの方が、バランスはとれているかと思いますが。

○杉田委員長 ④。これは、そうですね。ここではそういうふうに書いてありますね。

○（発言者不明） はっきり書いてある。

○杉田委員長 1は、学問の自由というのをとりあえず定義いたしました、その場合にはこういう感じになるんですけど。まあ、しかし、「することがある」ということでも別にいいかと思います。

岡先生、どうぞ。

○岡委員 先ほど小林委員が言われたことなんですけれども、大学の教育の役割ということも前にも申し上げたんですけれども、この報告の方の4-⑤ですか。この内容を少し、少しというか、どこかに取り入れていただくといいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。留学生のこと、海外の研究者のことを書かれていて、少しずつ書かれているので。

ちょっと、どこに入れるべきかというのは、具体的な提案はないんですけれど。

○杉田委員長 入れるとしますと、自由な研究教育環境というあたりに、「開かれた」というのをいれるとかですね。施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、開かれた自由な研究、教育環境を維持するというふうな、例えば外国ということも入ってまいります。

○岡委員 そうですね。教育のところを少し、学生……を含む、学生や若手研究者のことがもし含められれば、余り長くなるといけないかもしれませんが、よいかというふうに思いました。

○杉田委員長 ありがとうございます。

土井委員、お願いします。

○土井委員 報告書の3ページ、4番の④ですが、ここには輸出管理規制のことが記述されております。ただ、この書き方だと、誤りがあると思います。輸出管理規制は必ずしも先端的な研究領域だけではなく、全てのものにかかっていますし、また、アメリカだけで輸出規制の対象が一部限定されているというふうに書かれていますけれども、日本でもちゃんと輸出管理のリストはあるわけで。

ですので、これをそのまま載せると誤りがあるので、特にこのことが……もし、書くとする、その出口を管理するという意味で輸出管理は非常に重要であると思いますので、そういう観点で、今、大学でどれくらい輸出管理が行われているかどうか分からないんですけれども、出口を管理する手法としては、輸出管理規制など既存のものなどがあるみたいな、そういうよ

うな書き方でもいいのかなというふうには考えます。

○山極委員 今、経産省で審議をやっていますよね。

○杉田委員長 今、輸出管理のところ、安浦先生、今ちょっと中座されていたんですけど、報告の方の4-④のところで、土井先生から、ちょっと記述が不正確じゃないかという御指摘があったところなのですが。

ここで、今の御提案としては、研究成果についての輸出管理規制を整備すべきだとか、そういうふうなことを……。

○土井委員 整備すべきというよりも、輸出をする、少なくとも論文を、公知ではない論文を海外に発表するときも輸出管理規制の対象になるわけですので、新たにつくるというよりは、既存のものを活用して出口管理をしていくようなことも必要ではないかと。

そのときには、先ほど岡委員から御指摘があったように、大学等におけるその出口管理とか、入り口管理もそうですけれども、負担を増やさないというためにも、そういう既存の制度を利用……有効に活用するということが重要であるというような書き方でもいいのではないかと、うふうに考えますが、いかがでしょうか。

○安浦委員 この④で書かれているのは、いわゆる私が報告させていただいた、アメリカの場合、DODから出たお金でも、最初にもう入り口のところでファンダメンタルリサーチというふうに定義されてしまえば、ほかの商務省とかの法律でも、全部クリアするということが定められているので、研究者も、それから大学も、安心してファンダメンタルリサーチに対しては公開ができるという、そういうものがちゃんと整えられているので、かろうじてアメリカはそこで大学がDODのお金をかなり大量に使っているという、そういう面があるということを御報告したわけですね。

それをあらわしている文章だというふうに私は読んでいましたので、この表現でいいんじゃないかと思えますけれど。要するに日本も、同じように一つのプリンシプルで、それだけ分かっていたら全てクリアですということを研究者が縛られないように、あるいは迷わないように、先ほど言いましたけれど、公開性に関して科学者がその研究成果の公表に関して、いかなる制約も受けないということが保証される社会。これをつくるということが私は重要だと思いますので、そういうメッセージにしてもらおうと、より分かりやすいかもしれません。

○杉田委員長 土井先生、ちょっと、どういうことでしょうか。

○大西委員 よろしいでしょうか。

○杉田委員長 土井先生、ちょっとまず。

○土井委員　そういう意味では、輸出管理だけではなく、公開が許されているということ、安浦委員は主張されたいのですよね。だとすると、ちょっと文言が、ここは輸出管理に偏り過ぎていて、研究成果での海外での軍事的応用を防ぐためと。なので私は、すみません、ここは輸出管理に関する話だと思って読んでしまったので。

なので、今の安浦委員のお話であれば、例えば、ファンダメンタルリサーチ、基礎的な研究に関しては……

○安浦委員　基礎的な研究じゃない。ファンダメンタルリサーチというのは、ベーシックリサーチもアプライドリサーチも含むんです。要するに公開可能な研究であると。要するに、出所はどこであっても公開可能なものを認めますということ、アメリカはそれを堂々とやっているから、各大学が軍の機関のお金を入れているわけですね。

日本の場合は、科研費でやったものであっても、後で経産省から貿易管理法に違反しているということで追及を受ける可能性があるという、そういう環境であるというのは、研究者にとっても大学の経営者にとっても、非常にづらい仕組みになっていると。その仕組みを改めてほしいというのが趣旨だと思います。

○杉田委員長　大西委員、お願いします。

○大西委員　この問題は、安全保障貿易管理という言葉で、表現されているかと思うんですけども、ちょっと疑問なのは、前にも指摘したことがあると思うんですけども、安全保障貿易管理というのは、通常の、極端に言えば科研費等の研究成果にも適用されるわけですね。あらゆる日本の研究が、ある種の国にそれが技術が持ち出されて、軍事的に応用されるという危険を防ごうという趣旨です。

だから、ここの4のところについては、軍事的安全保障研究についてずっと書いてあるわけですが、この④はそれとは違うものを対象としています。もちろん、この防衛装備庁のやつも対称になるかもしれませんが、それよりもずっと大きい数千億円投じて行われているあらゆる研究が対象になって、しかも安浦先生の報告にありましたけれども、制度がより厳しくなる可能性もある。つまり、規制対象というのは、今まで来日して半年の留学生まででディグリーコースに入ればセーフだったのが、3年間ということになるとドクターコースまで対象になるわけで、つまり留学生全体がいわば規制対象になるということで、これはこれですごく大きな問題で、どうするかという議論になっているわけですね。

だから、一つの考えはむしろ、この④は性格が違うということで、そっくり外すという手もあるのかなというふうに思います。書くとなればもう少し丁寧に書かないと誤解が生ずる。ア

アメリカについても安浦先生の御報告にあつて、我々も少し調べたのですけれども、安浦先生がおっしゃることは確かに理想像ではあるんだけれども、その理想どおりいつているわけでもないという報告もあつて、きちんと調べ尽くしたわけではないので断定的には言えませんけれども、つまり、特に日本にとってはかなり、まだ手探りで悩ましい問題ではあるということです。

○杉田委員長 これは例えば、安全保障貿易管理制度が軍事的安全保障研究を含む研究の公開性を阻害しないよう、制度の見直しが必要であるとか、そういうふうな表現でよろしいですか。

○安浦委員 そういう感じの方がいい。

○土井委員 そうですね。すみません、勘違いしていました。

○杉田委員長 では、そういうふうな、今申し上げたような、安全保障研究を含む研究の、研究成果の公開性を、安全保障貿易管理制度が阻害しないよう、制度の見直しが必要というふうにして、整理します。

ほかには……

○大西委員 一つ付け加えると、今、見直しをしているので、正に。だから、その見直しが変わらないようにするという、そういうメッセージかなと思います。安浦先生が御専門だと思うので。

○杉田委員長 外した方がいいですか。

ただ、かなりこれ……

○大西委員 これは安浦先生の御意見を伺いたいと思いますけれども。

○安浦委員 できれば、これは今、正に経産省でもやってあるので、何らかのメッセージとして、報告の方には入れておいていただきたいと思います。

○杉田委員長 分かりました。

○安浦委員 もし必要だったら、文案ちょっと考えて、お送りしたいということで。

○杉田委員長 はい。今のような簡潔な感じで、ちょっとお願いいたします。

○安浦委員 はい。

○杉田委員長 では、井野瀬委員。

○井野瀬委員 質問というか確認なんですけれども、先ほど岡委員から4-⑤の留学生とか学生とかいうようなところ出ていましたが、それは声明の(案)の方の第4段落の、つまり大学等々が参照するときに分かりやすい形で、例えば3行目のところに、2行目から3行目にかけて「大学等の各研究機関は」というのがありますが、「施設・情報・知的財産等の管理責任を有し」、その後、例えば、海外の研究者や学生、留学生等にも開かれた自由なとかいうのを

入れる必要はないですか。

それ、その確認です。ごめんなさい。

○杉田委員長 いや、さっき岡先生がそういうふうにおっしゃっていて、それでいいと思うんですが、ただ、まあ、そこまで……

○井野瀬委員 そこまで入れない。

○杉田委員長 入れなくても、「開かれた」で、どうかなと。

○井野瀬委員 「開かれた」だけで、いいですかね。

○杉田委員長 「自由で開かれた」だけでは、ちょっと弱いですか。

○井野瀬委員 いや、私は、大学が参照するときに、そうあった方が留学生とか……

(「マイクを使ってください」とフロアから発言あり)

○井野瀬委員 ごめんなさい。これ、大学等々が、アンケート調査でもリファレンスすることなので、今言ったように、「海外の研究者、学生、留学生等」というのは入れた方が分かりやすいかなと思ったのですが、いかがでしょう。それは限定しちゃうかな。

○杉田委員長 では佐藤さんで、山極さん。

○佐藤幹事 基本は、声明と報告は一体であるということだと思います。声明に報告の内容を全部入れ込むわけにはいきません。声明はある程度簡潔でなければならない。

ですので、この問題について言うと、先ほど委員長の方から提案があったことで、必要にして十分だと思います。

より一般的に言えば、是非この声明について解釈するときに報告を見てほしいと、そういうメッセージを同時に添えるということで十分なのではないかと私は思います。

○山極委員 今、井野瀬委員の意見を簡潔に入れればね、「国内外に開かれた」と入れればいいんじゃないかと。

○杉田委員長 ほかにございますでしょうか。

では、そろそろ、大分、非常に建設的な御意見、たくさん頂きまして、ありがとうございました。

それで、確認をいたしまして、今、論点を確認しまして、今後の進め方についてお諮りしたいと思います。

まず、この声明(案)の方でございますが、一つは第1段落に関しましては、軍事的安全保障研究の定義が必要だということですので、先ほど御提案があったように、軍事的安全保障研究、すなわち軍事的手段による国家安全保障の研究というふうに、括弧書きか、あるいは「す

なわち」みたいな形で挿入すると。そういうことを確認いたします。

それから、一番議論いたしました「継承」の部分でございますけれども、ここは二つオプションがございます。一つはこのままだということでございますが、もう一つは順番を入れ替えると。つまり、上記二つの声明を継承し、あるいは上記二つの声明における反省と云々（うんぬん）というのがありますが、上記二つの声明を継承し、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認するというふうに入れかえるという、このどちらかで整理したいのですけれども、いかがでしょうか。

山極委員、お願いします。

○山極委員 ちょっといいですか。先ほど私がそういう提案をしましたが、それ、取下げました。「継承する」でいい。ただし、継承する場合には、「われわれは」の前に、学術と軍事的接近、急速に接近しているという事態の指摘を受け、あるいは指摘を鑑みでもいいですけども、そういう文言をちょっと入れてほしい。そうしないと、その前文とつながらないような気がするんです。

○杉田委員長 分かりました。それも先ほど、今、言おうと思った点ですが、「われわれは」の前に、「学術と軍事が接近しつつある中」というふうなことを入れるということですね。はい。

第1段落については、大体そういうことでしたでしょうか。

○小林委員 憲法23条、この言葉をどこかへ入れましょうというので、例えば……

○杉田委員長 憲法23条、はい、そうでした。

○小林委員 憲法23条。

○杉田委員長 軍事的安全保障研究が学問の自由に基づく学術のという、これですね。これを入れるという。

○小松幹事 ちょっとよく分からなかったのですが、「継承する」の前に、その「大学等の研究機関における」というのが入っていれば、それに対して継承するというのでいいのですが、先に「継承する」が来ると、民間も全て入っちゃうという感じにならないですか。

○杉田委員長 ですから今、先に来ないように、現状のままにしようかという話になっております。

そこでよろしければ、この順番は変えず、今言ったような……学問の自由という、そこは……

○佐藤幹事 先ほど「学問の自由に基づく」とありましたけれど、「学問の自由と」ではいか

がでしょうか。学問の自由というのは、手段的な価値であると同時に、それ自体が重要な価値ですので、「学問の自由と学術の健全な発展」というふうにした方が、よろしいんじゃないかと思います。

○杉田委員長 私もそう思います。それでは、再び同様の……「大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が学問の自由と学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し」……そうすると、ちょっと「と」が続きますので、「学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にあることをここに確認し、上記2つの声明を継承する」で、よろしいでしょうか。

それから、第2段落に関しましては、特に問題になったのが、第2段落の2行目から3行目にかけてでございまして、「学術研究がとりわけ政府によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて」というふうにさせていただきます。

それから、第3段落に関しましては、先ほど大西委員の方からありました、この第3段落は、「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と切りまして、その後、「学術の健全な発展という見地から、むしろ必要なのは科学者の自主性・自律性が尊重される民生分野の研究資金の一層の充実である」といたします。

次の段落ですけれども、この最初のところ、これ、さっき岡委員からあったところをまだ入れていないのですが、出所だけではなくて、その研究資金の出所……これは入り口での判断をとりあえず言っているわけなのですが、そこに、その後……まあ、利用法……それは、一つの考え方は……あ、そうでした、公開性の問題というのはどこに入れるんでしたっけね。公開性はどこに……先ほど大西委員とかがおっしゃっていたんだけど……自主性・自律性のところですね。すみません。

先ほど2段落目で、「歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性が担保されなければならない」の後に、研究の公開性も……

○（発言者不明） 研究のにつながっているんだっけ。

○佐藤幹事 研究の自主性・自律性、公開性と……

○杉田委員長 それ、並べておきましょうか。「歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性・公開性が担保されなければならない」というふうに。

そして、そうしますと、その3段落目の最後の「科学者の自主性・自律性」というところにも「公開性」を入れて……。

○井野瀬委員 ここは科学者の公開性じゃないから、科学研究の公開性、研究の公開性。

○杉田委員長 そうか……。じゃ、科学者の自主性・自律性と、科学研究の……研究の公開性

というふうに、公開性を2か所入れさせていただきます。

それから、「研究成果は」の段落でございますが、「自由な研究・教育環境」というのを、「国内外に開かれた自由な研究・教育環境」というふうにいたします。

それから、その段落の5行目、「その適切性を」というところで、「適切性を目的・方法・応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する」というふうにいたします。

最後の段落については、特段の修正意見がなかったので。

○小松幹事 すみません。

○杉田委員長 小松委員どうぞ。

○小松幹事 すみません、今言われて思ったんですが、今日、私、途中でも発言したんですけど、この声明の下から3行目のところで、「そして科学者コミュニティ全体が考え続けていかなければならない」とあるんですが、「全体が」の後に「外部の意見も入れて」というのを、入れられないですかね。どうしても、研究者だけで議論して決めるというのは問題がある。

○杉田委員長 これはもう、社会の中の科学というのは確かに大事な視点かと、私も思いますので。

○小林委員 「社会と共に」

○井野瀬委員 うん、「社会と共に」かな。

○杉田委員長 「科学者コミュニティ全体が、社会の中」じゃなくて、「社会と共に」でいいですか、「社会と共に考えて続けていかなければならない」。はい。

ほかにございますでしょうか。

じゃ、またあと思いついたら。今のところ、声明というのはそちらでございます。

ございますか、声明。

あと、報告（案）でございますが、報告に関しましては、修正点としては3ページ目の4-③を削除。そして、④については安浦先生に文案を考えていただくと。

今、どうぞ。

○安浦委員 4番の④については、軍事的安全保障研究を含む先端的な研究領域では、安全保障貿易管理など、研究成果の公表に関する制限について、分かりやすい制度の整備が必要である、というぐらいでいかがでしょうか。

○杉田委員長 もう一回すみません。もう一度お願いします。

○安浦委員 「軍事的安全保障研究を含む先端的な研究領域では、安全保障貿易管理など、研究成果の公表に関する制限について、分かりやすい制度の整備が必要である」。

○杉田委員長 いかがでしょうか。

(「いいと思います」の声あり)

○杉田委員長 では、そういうことで、よろしくお願いします。

それでは、あと、最後のページは特にございませんでしたので。

以上のようなことで、大変ありがとうございます。声明(案)と報告(案)を今の点で整理いたしまして、これは近日中に事務局と私の方で整理しまして、皆様の委員の方に回覧いたしまして確認をとり、そして最終的に案というふうにしたいというふうを考えております。

土井委員。

○土井委員 すみません、細かいことで恐縮ですけれど、報告の方ですけれども、2ページ目の2-①が、先ほど声明の方が直されたので、修正されたので、それに合わせて、修正されるんですよね。

○杉田委員長 そうでしたね、申し訳ありません、ちょっと忘れていました。

2-①について、「政府に動員されることがある」というふうに直します。

○土井委員 公開性も入れるんですよね。

○杉田委員長 公開性、どこでしたっけ……ここですね、ここも公開性も入れておきますか。

「学術研究の自主性・自律性・公開性を担保する必要がある」と。はい。

○大政副委員長 先ほどの「社会と共に」も。

○杉田委員長 これはどこに。

○大政副委員長 5番目だと思いますけれども、5番目の……。

○杉田委員長 どこでしょうか。

○大政副委員長 「社会と共に」というのを入れましたね。だから、それをやはり科学者コミュニティの記述というところの、どこへ入れるんですかね。

○杉田委員長 この報告の方にも入れておく。

○小林委員 5の1ですね。

○杉田委員長 5の1。「科学者コミュニティは、学術研究のあるべき姿について社会と共に考え続け」、4ページの下から5行目ぐらいのところですね。「社会と共に考え続け」、はい。

○土井委員 すみません、声明の方は、「科学者コミュニティ全体」になっていて、こちらの方は「科学者コミュニティ」、「全体」が付いていないんですけれど、余り、いいんですかね。

○杉田委員長 これは、どちらでもいいんですけれど。どうしましょうか。

○土井委員 いや、多分、査読する側(がわ)になると、何か違うよねとって、すみません。

○杉田委員長 じゃあ、声明の「全体」はとってしまいませんか。

○小松幹事 いいですか。

○杉田委員長 小松委員、お願いします。

○小松幹事 全体的に声明と報告が整合性がとれるように、もう委員長の方でやっていただければ、いいんじゃないですかね。

○杉田委員長 分かりました。じゃあ、その辺のそごについては私の方で。最後、皆様に確認していただくということで。

岡委員、お願いします。

○岡委員 「継承」という言葉が報告にないというのは、さっき問題になっていたもので、どこかにやっぱり報告にも、この「継承」という言葉があった方が、その簡単な説明があった方がよろしいんじゃないかという気がします。

○杉田委員長 これをもし入れるといたしますと、最初の方に入れなければなりませんので、1-①で、「継承する」と。ただ、これ全く説明なく「継承する」というと、またいろいろ…

○岡委員 いや、これは1-③のあたりに入れないと、論理が、「継承する」理由は、その①、②、③の中で書かれているので、だから継承するわけで。①はその背景を書いているだけなので。②、③で、こういうものが大事だから、継承するという。

○杉田委員長 そうすると③で、社会からの負託に応えることであり……

○小林委員 むしろ②ですかね、そうすると。政府からの独立性を確保できなかったことを反省し、独立性を。

○杉田委員長 でも、まあ③じゃないですか。③で、学術の健全な発展であり、学術の健全な……社会からの負託に応えることであり、上記二つの声明は継承されると。声明をここに継承する。よろしいですか。

○井野瀬委員 やっぱり②じゃないですかね。

○小林委員 ②ですよ。

○杉田委員長 ②にどういうふうに入れるかを、ちょっと。

○山極委員 私は「継承」というのをあえて説明する必要はないと思います。いや、例えば、ここに「堅持する」という言葉も入っていないですよ。 「継承する」ということはこの声明の中に述べられているわけであって、そこで定義する必要はないと思います。あえてここで報告の中で「継承」というのを定義し、こういう意味だよと述べる必要はないと僕は思います。

れど。

○杉田委員長 それでよろしいですか。

(異議なし)

○杉田委員長 それでは、そうさせていただきます。

それでは、ちょっと最後駆け足になりましたけれど、大変ピンポイントにいろいろ、出していただいて、よりよいものになったというふうに思いますので。

ちょっと大西委員は……あれ、今つながりましたか。大丈夫ですか。

○大西委員 はい。ちょっとすみません、切れ切れです。

○杉田委員長 この委員会はずりあえず本日で声明(案)、報告(案)を出しまして、その扱いについても決めたところで、ひとまず閉じさせていただきますが、先ほどもありましたように、総会中に最後の確認といいますかの日程を入れさせていただくことにはなりますが、審議として今日、ここ、最後かと思っております。

本当に短いようで長いようでの期間でございましたが、大変難しい問題について真摯に議論いただいたことを、私から御礼申し上げたいと思います。

何か御発言なければ、これで終わりにいたしますけれども。

大政委員、お願いします。

○大政副委員長 先ほどの、声明と報告の出し方の形式の問題がありますね。それとの整合性を、書いた後、メールでいいと思いますけれども、承認というか、開かれませんかから、メール審議ということではなくて了解を得るということだけ行う。

○杉田委員長 それも先ほど申し上げたつもりだったのですが、そのフォームに入れたものを、これをまた委員の間で回覧させていただきます。

それでは、以上をもちまして終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時14分 閉会